

〔大正七年十一月〕

上奏案ノ通

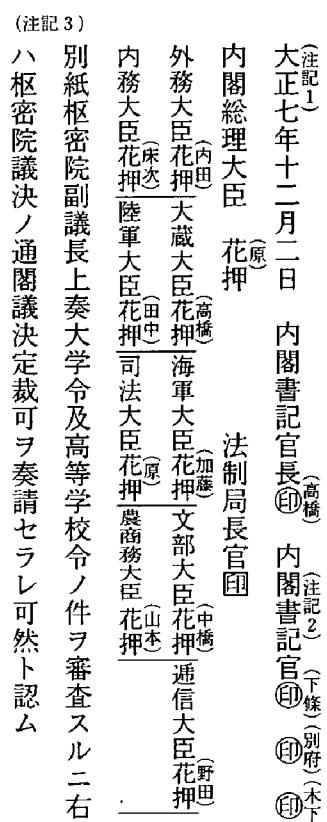
文部大臣

(注記<sup>4</sup>)  
臣等大学令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十七日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書き院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

大正七年十一月二十七日

枢密院副議長子爵臣清浦奎吾



(注記<sup>3</sup>) 別紙枢密院副議長上奏大学令及高等学校令ノ件ヲ審査スルニ右ハ枢密院議決ノ通閣議決定裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ大学令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 〔朱書〕 御璽 〔朱書〕  
〔大正七〕年〔十二〕月〔五〕日

内閣総理大臣  
文部大臣

上奏案ノ通

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ高等学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 〔朱書〕 御璽 〔朱書〕  
〔大正七〕年〔十二〕月〔五〕日

内閣総理大臣

(注記<sup>5</sup>)  
第一条 大学ハ國家ニ須要ナル學術「ノ理論及應用」ヲ教授シ及「並」其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス〔シ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス〕

(注記<sup>6</sup>)  
第二条 大学ニハ數分科大學〔數個ノ學部〕ヲ置クヲ常例トス但シ一分科大學ノミヲ置クコトヲ得〔特別ノ必要アル場合ニ於テハ單ニ一個ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學ト為スコトヲ得〕

〔朱書〕 分科大學ハ文科、理科、法科、医科、工科、農科等トス  
〔朱書〕 學部ハ法学、医学、工学、文学、理学、農学、經濟学及商  
学ノ各部トス

〔朱書〕 特別ノ必要アル場合ニ於テ實質及規模一學部ヲ構成スルニ適スルトキハ前項ノ學部ヲ分合シテ學部ヲ設クルコトヲ得

ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者  
 トス  
 第三条 分科大学〔学部〕ニハ研究科ヲ置クヘシ  
 〔朱線〕〔加筆・朱書〕  
 数分科大学〔数個ノ学部〕ヲ置キタル大学ノ〔ニ於テハ〕研究科  
 〔加筆・朱書〕  
 〔間ノ聯絡協調ヲ期スル為之〕ヲ綜合シテ大学院トス  
 〔加筆・朱書〕  
 〔ヲ設クルコトヲ得〕  
 〔朱線〕〔加筆・朱書〕  
 第四条 大学ハ官立、〔帝国大学其ノ他官立ノモノノ外本令ノ  
 規定ニ依リ〕公立又ハ私立トス〔為スコトヲ得〕  
 〔朱線〕〔加筆・朱書〕  
 第五条 公立大学ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府県ニ  
 限リ之ヲ設立スルコトヲ得  
 〔朱線〕  
 第六条 私立大学ハ財團法人ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得  
 〔加筆・朱書〕  
 〔タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ学校經營ノミヲ目的  
 トスル財團法人力其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限  
 二在ラス  
 〔加筆・朱書〕〔朱線〕〔加筆・朱書〕  
 第七条 前項〔前条〕ノ財團法人ハ大学ニ必要ナル設備又ハ之  
 二要スル資金及〔少クトモ〕大学ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ  
 生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス  
 〔朱線〕  
 前項ノ基本財産〔中前項ニ該当スルモノ〕ハ現金又ハ国債証券  
 〔加筆・朱書〕  
 〔其ノ他文部大臣ノ定ムル有価証券〕トシ之ヲ政府ニ供託スヘ  
 シ  
 〔朱線〕〔加筆・朱書〕  
 第七八条 公立及私立ノ大学ノ設立廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ  
 受クヘシ〔加筆・朱書〕  
 前項ノ設立ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ  
 〔朱線〕〔加筆・朱書〕  
 第八九条 文科大学、法科大学其ノ他之ニ準スヘキ分科大学  
 〔加筆・朱書〕  
 〔学部〕二入学スルコトヲ得ル者ハ當該大学予科ヲ修了シタル  
 者、高等学校文科〔高等科〕ヲ卒業シ〔リ〕タル者又ハ文部大臣  
 者、高等学校文科〔高等科〕ヲ卒業シ〔リ〕タル者又ハ文部大臣  
 トス  
 第十〔二〕条 分科大学〔学部〕ニ三年以上在学シ一定ノ試験ヲ受  
 ケ之ニ合格シタル者ハ学士ト称スルコトヲ得  
 〔朱線〕〔加筆・朱書〕  
 第十一〔二〕条 分科大学研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ム  
 ル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上当  
 該分科大学〔学部〕ニ在学シタル者又ハ当該分科大学  
 〔加筆・朱書〕  
 〔其ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ當該学部〕ニ於テ適當  
 ト認メタルモノトス  
 第十二〔三〕条 大学ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ予科ヲ置ク  
 コトヲ得  
 大学予科ニ於テハ高等学校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育  
 ヲ為スヘシ  
 第十三〔三〕条 大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス  
 修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校第  
 四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同  
 等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス  
 修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ

卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ

学力アリト認メラレタル者トス

第十三〔四〕条 大学予科ハ其ノ設備、編制、教員及教科書

二関シ〔付〕テハ之ヲ高等学校高等科ニ準シ高等学校〔高等科〕

二関スル規定ヲ準用ス

第十四〔五〕条 大学予科ノ生徒定数ハ毎年ノ予科修了者ノ員数

力其ノ年当該大学ニ收容シ得ル員数ヲ超過セサル程度ニ於テ

之ヲ定ムヘシ

第十五〔六〕条 大学及大学予科ノ学則ハ官立大学ニ在リテハ統

轄者、公立大学ニ在リテハ管理者、私立大学ニ在リテハ設立者〔法令ノ範囲内ニ於テ当該大学〕之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ

受クヘシ

第十六〔七〕条 公立及私立ノ大学ニハ相当員数ノ専任教員ヲ置

クヘシ

第十七條 公立大学職員ノ旅費其ノ他ノ給与ニ関スル規程ハ文

部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十八〔九〕条 公立及私立ノ大学ハ文部大臣ノ監督ニ属ス

第十九〔八〕条 私立大学ノ教員ノ採用ハ設立者ニ於テ文部大臣

ノ認可ヲ受クヘシ公立大学ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

第二十条 文部大臣ハ公立及私立ノ大学ニ対シ報告ヲ徵シ検閲

ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十一条 私立大学ノ設立者ハ毎学年又ハ毎事業年度ノ開始

前収支予算ヲ定メ毎学年又ハ毎事業年度ノ終了後収支決算ヲ

為シ之ヲ文部大臣ニ届出ツヘシ

文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ収支予算ノ変更ヲ命スルコトヲ得

第二十二〔一〕条 本令ニ依ラサル学校ハ〔勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外〕大学ト称シ又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル学校ニハ當分ノ内第二十二〔一〕条ノ規定ヲ適用セス

#### 附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

帝国大学及帝国大学予科ハ之ヲ本令ニ依ル大学及大学予科トス本令施行ノ際現ニ大学ト称シ又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル学校ニハ當分ノ内第二十二〔一〕条ノ規定ヲ適用セス

臣等高等学校令諮詢ノ命ヲ格ミ本月二十七日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

大正七年十一月二十七日

枢密院副議長子爵臣清浦奎吾

勅令第三百八十九号  
高等学校令

第一条 高等学校ハ男子ニ対シ精深ナル程度ニ於テ「ノ」高等普

通教育ヲ為ス〔完成スル〕ヲ以テ目的トス〔シ特ニ國民道德ノ

## 充実ニ力ムヘキモノトス

第一条 高等学校ハ官立、公立又ハ私立トス

第三条 高等学校ヲ設立スルコトヲ得ル公共団体ハ北海道及府

県トス

第四条 私立高等学校ハ財團法人ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得

〔〔朱線〕〔加筆・朱書〕タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テ〕予科ヲ

トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限

二在ラス

前項〔第五条〕ノ財團法人ハ高等学校ニ必要ナル設備又ハ

之ニ要スル資金及〔少クトモ〕高等学校ヲ維持スルニ足ルヘキ

収入ヲ生スル〕基本財産五十万円以上ヲ有スルコトヲ要ス

〔〔朱線〕〔加筆・朱書〕前項ノ〔但シ其ノ〕基本財産ノ額ハ五十万円ヲ下ルコトヲ得ス〕

基本財産〔中前項ニ該当スルモノ〕ハ現金又ハ国債証券

〔〔朱線〕〔加筆・朱書〕其ノ他文部大臣ノ定ムル有価証券〕トシ之ヲ政府ニ供託スヘ

シ  
〔〔朱線〕〔加筆・朱書〕

第五〔六〕条 公立及私立ノ高等学校ノ設立廃止ハ文部大臣ノ認

可ヲ受クヘシ

第六〔七〕条 高等学校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科

四年トス

高等学校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第七〔八〕条 高等学校高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第八〔九〕条 高等学校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ為ニ専攻科ヲ

置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

専攻科ヲ卒リタル者ハ高等学校学士〔得業士〕ト称スルコトヲ

得

専攻科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九〔十〕条 高等学校ニハ〔特別ノ必要アル場合ニ於テ〕予科ヲ

置クコトヲ得但シ第六〔七〕条第二項ノ高等学校ニ付テハ此ノ

限ニ在ラス

高等学校予科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十〔一〕条 高等学校尋常科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学

校予科ヲ修了シタル者、尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ文部

大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタ

ル者トス

第十一〔二〕条 高等学校高等科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該

学校尋常科ヲ修了シタル者、中学校第四学年ヲ修了シタル者

又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認

メラレタル者トス

第十二〔三〕条 高等学校ノ生徒定数ハ高等科四百八十人以内尋

常科三百二十人以内トシ第六〔七〕条第二項ノ高等学校ニ在リ

テハ専攻科ヲ除キ六百人以内トス

第十三〔四〕条 高等学校ニ於テハ同科同学年ノ生徒ヲ以テ学級

ヲ編制スヘシ

一学級ノ生徒定数ハ四十人以内トス

第十四〔五〕条 高等学校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ学

科目ノ種類ニ從ヒ学級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授

スルコトヲ得

第十五〔六〕条 高等学校ノ教員ハ文部大臣ノ授与シタル高等

学校史資料集 第13集

校教員免許状ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ム  
ル所ニ依リ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等学校教員免許状ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十六〔七〕条 〔朱總・加筆・朱書〕 高等学校ノ設備、編制、学科目及其ノ程度、教

科書並生徒ノ入学退学及懲戒、授業料入學料等ニ関スル規程

ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七条 〔朱總〕 公立高等学校職員ノ旅費其ノ他ノ給与ニ関スル規程

ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ地方長官之ヲ定ム

第十八条 公立及私立ノ高等学校ハ文部大臣ノ監督ニ属ス

第十九条 文部大臣ハ公立及私立ノ高等学校ニ對シ報告ヲ徵シ

檢閱ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十条 〔朱總〕 私立高等学校ノ設立者ハ毎学年又ハ毎事業年度ノ開始前收支予算ヲ定メ毎学年又ハ毎事業年度ノ終了後收支決算

ヲ為シ之ヲ文部大臣ニ届出ツヘシ

文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ收支予算ノ変更ヲ命スルコト

ヲ得

第二十一条 〔朱總・加筆・朱書〕 本令ニ依ラサル学校ハ「勅定規程ニ別段ノ定アル

場合ヲ除クノ外」高等学校ト称シ又ハ其ノ名称ニ高等学校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五号高等学校令及高等中学校令ハ之ヲ

廃止ス

旧令ニ依ル高等学校ハ之ヲ本令ニ依ル高等学校トス

前項ノ高等学校ニハ當分ノ内第十二〔三〕条ノ規定ヲ適用セス  
高等学校大学予科ハ大正十年八月三十日マテ之ヲ存置ス

〔注記7〕 大正七年九月十二日 内閣書記官長〔高橋〕 内閣書記官〔下條〕

内閣総理大臣〔寺内〕 花押 法制局長官印

外務大臣〔内田〕 花押 大蔵大臣〔高橋〕 海軍大臣〔加藤〕 文部大臣〔中橋〕 通信大臣〔野田〕

内務大臣〔大庭〕 花押 陸軍大臣〔田中〕 司法大臣〔原〕 農商務大臣〔山本〕 花押

別紙文部大臣請議大學令及高等学校令制定並中學校令中改正ノ件ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セ

〔下札1〕 ラレ可然ト認ム

追テ本件ハ教育制度ノ基礎ニ關スル勅令ナルヲ以テ枢密院ニ。

御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ大學令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

文部大臣

呈案附箋ノ通

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ高等学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

ム  
御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣  
文部大臣

呈案附箋ノ通

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ中学校令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

御名　御璽

年　月　日

内閣総理大臣

文部大臣

呈案附箋ノ通

〔参考〕

●帝国大学令

明治十九年三月二日

勅令第三号總、文、大臣副署

改正二六年第八二号

朕帝国大学令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

帝国大学令

第一条 帝国大学ハ國家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其

蘊奥ヲ考究スルヲ以テ目的トス

第一条 帝国大学ハ大學院及分科大学ヲ以テ構成ス大學院ハ學

術技芸ノ蘊奥ヲ考究シ分科大学ハ學術技芸ノ理論及應用ヲ教

授スル所トス

第三条 分科大学ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者  
ニシテ大學院ニ入り學術技芸ノ蘊奥ヲ考究シ定規ノ試験ヲ經

タル者ニハ学位ヲ授与ス

第四条 【分科大学ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者  
ニシテ大學院ニ入り學術技芸ノ蘊奥ヲ考究シ定規ノ試験ヲ經

タル者ニハ学位ヲ授与ス】

第五条 帝国大学總長ハ帝国大学ヲ總轄シ帝国大学内部ノ秩序

ヲ保持ス

第六条 帝国大学ニ評議会ヲ設ク

評議会ハ各分科大学長及各分科大学教授各一名ヲ以テ會員ト

ス

帝国大学總長ハ評議会ヲ召集シ其ノ議長トナル

第七条 教授ニシテ評議員タルモノハ各分科大学每二教授ノ互

選ニ依リ文部大臣之ヲ命ス

前項ノ評議員ハ三箇年ヲ以テ任期トス但満期ノ後再選セラ。

ル、コトヲ得

第八条 評議員ハ左ノ事項ヲ審議ス

第一 各分科大学ニ於ケル学科ノ設置廃止ノ件

第二 講座ノ種類ニ付諮詢ノ件

第三 大学内部ノ制規但勅令又ハ省令ヲ發スルノ必要アル

モノハ其ノ建議案

第四 学位授与ノ件

第五 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学總長ヨリ諮詢ノ件

評議会ハ高等教育ニ関スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣ニ建

議スルコトヲ得

第九条 分科大学ハ法科大学医科大学工科大学文科大学理科大學農科大学トス

(參照)

### ●高等学校令

明治二十七年六月二十五日

勅令第七十五号總、文、大臣副署

朕高等学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

高等学校令

第十三条 帝国大学ニ功勞アリ又ハ學術上効績アル者ニ対シ勅旨ニ由リ又ハ文部大臣ノ奏宣ニ由リ名譽教授ノ名称ヲ与フル

コトアルヘシ

第十四条 各分科大学ニ教授会ヲ設ケ教授ヲ以テ會員トス

分科大学長ハ教授会ヲ召集シ其ノ議長トナル

第十五条 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス

第一 分科大学ノ学科課程ニ関スル件

第二 学生試験ノ件

第三 学位授与資格ノ審査

第四 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ヨリ諮詢ノ件

第十六条 分科大学長ハ必要アリト認ムルトキハ教授ノ外助教授又ハ嘱託講師ヲ教授会ニ列席セシムルコトヲ得

第十七条 各分科大学ニ講座ヲ置キ教授ヲシテ之ヲ担任セシム教授ヲ欠ク場合ニ於テハ助教授又ハ嘱託講師ヲシテ講座ヲ担任セシムルコトアルヘシ

第十八条 講座ノ種類及其ノ數ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 本令ハ明治二十六年九月十一日ヨリ施行ス但各高等学

(參照)

●高等学校令

明治四十四年七月三十一日

勅令第二百十七号總、文、大臣副署

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ高等中学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

シム

### 高等中学校令

第一条 高等中学校ハ中学校ヲ修了セル者ニ対シ更ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 高等中学校ハ官立トシ其ノ數ハ全國ヲ通シテ二十校以内トシ一校ノ生徒定員ハ四百八十人以内トス

第三条 高等中学校ノ修業年限ハ二年五月乃至二年六月トス

第四条 高等中学校ノ学科ヲ分チテ文科及理科トス

第五条 高等中学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ年齢十六年以上ニシテ之ト同様ノ学力アリト検定

セラレタル者タルヘシ

第六条 高等中学校ノ学科目及其ノ程度並入学、退学及懲戒ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条 高等中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定ヲ經タルモノニ就キ校長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ検定ヲ經サル教科書ヲ使用スル必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一時之ヲ使用スルコトヲ得

高等学校ノ教科書ノ検定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム本令ニ依ラサル学校ハ高等中学校ト称スルコトヲ得ス

### 附則

第九条 本令〔ハ明治四十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス〕〔施行  
〔加筆〕  
ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム〕

第十一条 高等学校令ハ之ヲ廢止ス

第十二条 高等学校大学予科ハ本令施行ノ際現ニ在学スル者ノ為ニ明治四十八年八月三十一日迄之ヲ存置ス

前項ノ高等中学校ニハ當分ノ内第二条ノ生徒定員ニ関スル規定ヲ適用セス

第十三条 他ノ勅令中高等学校トアルハ高等中学校ト看做ス

〔參照〕

### ●中学校令

明治三十二年二月七日

勅令第二十八号文、大臣副署

改正四〇年第ニ八〇号

朕中学校令ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 中学校令

第一条 中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 北海道及府県ニ於テハ土地ノ情況ニ応シ一箇以上ノ中学校ヲ設置スヘシ

文部大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テ府県ニ中学校ノ増設ヲ命スルコトヲ得

第三条 前条ノ中学校ノ経費ハ〔北海道及沖縄県ヲ除ク外〕府

県ノ負担トス

第四条 郡市町村〔北海道及沖縄県ヲ含ム又ハ町村学校組合ハ土地ノ情況ニ

依リ須要ニシテ其ノ区域内小学教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限  
リ中学校ヲ設置スルコトヲ得

中学校教員免許状ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

状ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

中学校教員免許状ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第五条 私人ハ本令ノ規定ニ依リ中学校ヲ設置スルコトヲ得

第六条 土地ノ情況ニ依リ中学校ノ分校ヲ必要トスルトキハ文

部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ設置スルコトヲ得但シ一校ニ付一分  
校ニ限ル

第十六条 公立中学校ニ於テハ授業料ヲ徵收スヘシ但シ特別ノ  
場合ニ於テハ之ヲ減免スルコトヲ得

ム

第八条 公立中学校ノ位置ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ地方長官之  
ヲ定ム

第九条 中学校ノ修業年限ハ五箇年トス但シ一箇年以内ノ補習  
科ヲ置クコトヲ得

第十条 中学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニシ

テ尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者  
タルヘシ

第十七条 本令ノ規定ニ依ラサル学校ハ中学校ト称スルコトヲ  
得ス

ム

第十八条 本令施行ノ為ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

第十九条 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第二十条 既設ノ尋常中学校分校ニシテ第六条ノ制度ニ超過ス  
ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ経テ本令施行ノ日ヨリ五箇年以内  
存置スルコトヲ得

第二十一条 明治十九年勅令第十五号中学校令第十二条ニ依リ  
設置シタル農業工業商業等ノ専修科ハ本令施行ノ日ニ於テ現

ニ在学スル生徒ノ卒業スル迄之ヲ存置スルコトヲ得

第二十二条 既設ノ公私立尋常中学校ハ本令施行ノ日ヨリ中學  
校ト改称ス

第十五条 中学校ノ設置廢止ニ於テハ之ヲ減免スルコトヲ得

第十六条 公立中学校職員ノ俸給旅費其ノ他諸給与ニ関スル規

則ハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外地方長官之ヲ定ム

第十七条 中学校ノ編制及設備ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定  
ム

第十八条 中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定ヲ経タルモノニ就  
キ地方長官ノ認可ヲ経テ學校長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ検定  
ヲ経サル教科書ヲ使用スル必要アルトキハ地方長官ハ文部大  
臣ノ認可ヲ経テ一時其ノ使用ヲ認可スルコトヲ得

中学校教科書ノ検定ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三条 中学校ノ教員ハ文部大臣ノ授与シタル教員免許状ヲ  
有スル者タルヘシ但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ本文ノ免許

状ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得



合格シタル者ハ学士ト称スルコトヲ得

前項ノ在学年限ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

〔第十一條〕大学ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ予科ヲ置クコ

〔加筆〕〔法制局〕  
トヲ得

〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第十條 分科大学研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ム

ル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上当該

分科大学ニ在学シタル者又ハ当該分科大学ニ於テ適當ト認メ

タルモノトス

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第十一條 〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕大学予科ニ於テハ高等学校〔國〕高等科ノ程度ニ

依リ高等普通教育ヲ為スヘシ

〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第十二條 〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ〔國〕大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学

校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之

ト同等〔印〕以上ノ学力アリト認メラレタル者〔國〕トス修業年

限二年ノ〔國〕大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒

業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等

〔加筆〕〔法制局〕  
〔印〕以上ノ学力アリト認メラレタル者〔タルヘシ〕〔印〕トス

〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第十三條 〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕大学予科〔印〕ハ其ノ〔字級〕〔印〕設備編制、教員

及教科書ニ關シテハ〔印〕之ヲ高等学校高等科〔印〕ニ準シ高等

学校ニ関スル規定ヲ準用ス

〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第十四条 〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕大学予科ノ〔印〕生徒定印数ハ〔印〕毎年ノ予科修

了者ノ員数〔印〕カ其ノ年當該大学ニ収容シ得ル員数ヲ超過セ

サル〔印〕標準トシ〔印〕程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第十五条 大学〔ノ〕分科、研究科、大学院及予科ニ関スル規程ハ

別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外〔印〕及大学予科ノ學則ハ、官立大学ニ在リテハ〔抹消〕〔學務ヲ統理スル〕〔印〕統轄者、公立大学ニ在リテハ管理者、私立大学ニ在リテハ設立者〔印〕之〔印〕ヲ定メ

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第十六条 〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕公立及私立ノ大学ニ〔印〕於テハ相当員数ノ専任教員ヲ置クヘシ

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第十七条 〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕公立大学職員ノ旅費其ノ他〔印〕諸〔ノ〕給与ニ關スル規程ハ〔別段〕ノ規定アル場合ヲ除クノ外〔印〕文部大臣ノ認可

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第十八条 公立及私立ノ大学ハ文部大臣ノ監督ニ属ス

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第十九条 私立大学ノ教員ノ採用ハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ〔文部大臣ハ私立ノ大学ノ教員ニシテ不適當ナリト認メタルトキハ其ノ与ヘタル認可ヲ取消スコトヲ得〕

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第二十一条 〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕公立大学ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第二十二条 文部大臣ハ〔印〕公立及私立ノ大学ニ對シ報告ヲ徵シ

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第二十三条 檢閱ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ〔印〕為ス〕〔印〕コトヲ得

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第二十四条 私立大学ノ設立者ハ每学年又ハ毎事業年度ノ開始

前収支予算ヲ定メ毎学年又ハ毎事業年度ノ終了後収支決算ヲ

為シ之ヲ文部大臣ニ届出ツヘシ

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第二十五条 文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ収支予算ノ変更ヲ命スルコトヲ得

〔抹消〕〔加筆〕〔法制局〕  
〔國〕第二十六条 本令ニ依ラサル学校ハ〔印〕新ニ大学〔印〕ト称シ又





二改メ印同条ニ左ノ一項ヲ加フ

(法律局)  
〔子科及補習科ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム〕

(法律局)  
〔第二条第二項中「府県」ヲ「北海道及府県」ニ改ム〕

(法律局)  
〔第三条中「北海道及沖縄県ヲ除ク外」ヲ「北海道地方費又ハ」

ニ改ム

(法律局)  
〔第四条中「又ハ町村学校組合」ヲ「市町村学校組合及町村学

校組合」ニ改ム〕

第十一条 中学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校予科ヲ修了シタル者、尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等(法律局)ノ学力アリト認メラレタル者タル

ヘシ

(法律局)  
〔第四条中「俸給旅費其ノ他ノ諸給与」ヲ「旅費其ノ他ノ給与」ニ改ム〕

#### 附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(参考)  
〔備考〕  
詰問第二号高等普通教育ニ関スル件ハ其ノ制度ト内実トニ互リ改善ヲ施スヘキモノ専カラスト雖モ就中高等学校ノ制度ハ多年ノ懸案ニシテ緊急ノ解決ヲ要スルモノト認メ先ツ之カ改善ニ関シ左ニ掲タル綱領ヲ審議決定セリ當局者ニ於テハ此綱領ニ依拠シ適當ノ制ヲ立テラレムコトヲ望ム而シテ爾余ノ事項ニ関シテハ逐次審議ノ上答申センコトヲ期ス  
右及答申候也

大正七年一月十七日

臨時教育會議總裁法学博士子爵 平田東助

内閣總理大臣伯爵 寺内正毅殿

一、高等学校ハ高等普通教育ヲ受クル所トス

二、高等学校ノ修業年限ハ三年トス

三、高等学校第一学年ニハ中学校第四学年修了者ヲ入学セシム

四、高等学校ハ官立、公立、私立（財團法人ノ設立）トス

五、高等学校ハ単独ニ之ヲ設置シ又ハ尋常科四年高等科三年合計修業年限七年ノ制ニ依リテ之ヲ設置スルコトヲ得シム

六、高等学校及七年制高等学校高等科ノ学科ヲ分チテ文科及理科トス

七、高等学校及七年制高等学校高等科ニ於テハ第二外国语ハ之ヲ随意科目トス

八、高等学校及七年制高等学校高等科ノ第三学年ヲ卒リタル者ハ帝国大学ニ入学スルコトヲ得シム

九、高等学校及七年制高等学校高等科ニハ其ノ第三学年ノ上ニ更ニ修業年限一年ノ課程ヲ置クコトヲ得シメ此課程ヲ卒リタル者ニハ相当ノ称号ヲ附与ス

一〇、七年制高等学校ノ尋常科並中学校ニハ予科ヲ置クコトヲ得シム

一一、現在ノ高等学校令及高等中学校令ハ之ヲ廢止ス

一二、中学校ノ修業年限ハ現制ノ通トス

高等普通教育ニ関スル件答申理由書

詰問第二号ハ帝国ノ中堅国民タルヘキ男子ノ高等普通教育改善ノ要点及方法ニ關スルモノニシテ範囲広汎其ノ制度ト内容トニ互リ改善ヲ要スヘキモノ尠カラス抑々現行ノ制度ニ依レハ小学校ヨリ進ンテ帝国大学ヲ卒業スルニ至ルマテノ期間長キニ過クルカ故ニ学制ヲ改正シ以テ教育年限ノ短縮ヲ圖ルヘシトハ二十年來我国教育上ノ一大問題トシテ論議セラレタル所ナリ而シテ此ノ問題ノ解決ハ主トシテ之ヲ高等学校及中学校ノ制度ノ改正ニ求メサルヘカラサルカ故ニ高等学校ニ關シテハ嘗テ高等教育會議ノ決議ヲ経テ勅令ヲ發布セラレタリト雖モ次テ其ノ施行ヲ延期セラレ更ニ教育調査会ニ於テ慎重ナル審議ヲ重ネ而カモ尚未タ其ノ解決ヲ見ルニ至ラスシテ今日ニ及ヘリ本會議ハ特ニ中外ノ情勢ニ照シ國家ノ将来ニ稽ヘ教育ニ關スル制度ヲ審議シ其ノ振興ヲ図ラシメ給ハムトノ優渥ナル聖旨ニ基キテ設置セラレタルモノニシテ固ヨリ此ノ多年ノ懸案ヲ解決スヘキ重大ナル職責ヲ有スルモノト云フヘシ而シテ高等学校ヲ以テ現制ノ如ク帝國大学ノ予科タラシムヘキカ或ハ高等普通教育ヲ授クル機関タラシムヘキカ將又其ノ修業年限、入学資格ヲ如何ニスヘキカ等ノ問題ハ此ノ懸案ヲ解決スルニ重要ナル關係ヲ有シ其ノ決定ハ最モ緊急ヲ要スルモノト認メ本會議ニ於テハ高等普通教育改善ノ諸問題中先ツ高等学校制度ノ改善ニ關シテ慎重審議ノ上其ノ綱領ヲ決定セリ尚高等普通教育ノ制度及内容ノ改善ニ關スル爾余ノ諸問題ニ付テハ逐次審議ノ上答申セムコトヲ期ス

一、高等学校ハ高等普通教育ヲ授クル所トスル所以ハ

(一)現時男子ノ高等普通教育ハ尋常小学校卒業ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年ノ中学校ニ於テ之ヲ施スト雖モ国家ノ中堅タル中流階級ニ対スル教育トシテハ國運ノ進歩ニ鑑ミ更ニ精深ナル高等普通教育ヲ必要トス勿論中学校ノ教育ハ之ヲ改善シテ一層其ノ効果ヲ増サシムルコトヲ得ヘキモ現下ノ情況ニ徴シ将来ノ要求ニ察スルニ或ハ地方ニ於テ各種事業ノ經營者トナリ或ハ地方行政ニ從事スル官吏トナリ或ハ地方自治体ノ名譽職トナルモノノ如キハ中学校ニ比シテ更ニ完全ナル高等普通教育アル者ヲシテ之ニ當ラシムルコト益々必要ナルヘシ即チ其ノ目的ニ副フノ学校ヲ設ケントスルモノ其ノ一ナリ

(二)大学教育ハ之ヲ受クルニ相当ノ準備教育ナカルヘカラス現時ニ於テハ帝国大学ノ準備教育ハ高等学校大学予科ニ於テ之ヲ授クト雖モ本来専門ノ教育ハ普通教育ノ基礎ノ上ニ立ツヘク大学教育モ亦完全ナル普通教育ヲ其ノ基礎トスルハ相當ノ事ト云ハサルヘカラス之ヲ外國ノ事例ニ徴スルモ独逸ノ「ギムナジウーム」仏國ノ「リセー」等ノ如キ何レモ高等普通教育ヲ授クル学校ニシテ其ノ卒業者ハ直ニ之ヲ大學ニ入学セシムルノ制ナリ故ニ我國ニ於テモ中学校ニ比シ更ニ一層精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ授ケ之ヲ以テ一面帝國大学ノ基礎教育タラシムルコトヲ適當トス是レ高等学校ヲ高等普通教育ノ機関タラシムル理由ノ二ナリ

(一)高等学校ハ第五項ニ定ムルカ如ク单独ニ之ヲ設置スルコト

ヲ得ルカ故ニ此ノ場合ニ於テハ生徒ハ各地方ノ各中学校ヨリ集合スルヲ以テ之ヲ収容シ一定ノ校風ノ下ニ訓練シテ陶冶ノ実ヲ擧ケ生徒ノ学力ヲ進メ教育ノ効果ヲ完ウセンカ為ナリ

(二)高等学校ニ於テハ第七項ニ定ムルカ如ク第二外国语ハ之ヲ隨意科目トスルモ第一外国语ハ必修科目タラサルヘカラス而シテ第一外国语ハ英仏独語ノ一タルレキヲ以テ高等学校ニ於テハ中学校ニ於テ修メタル外国语ニ対シテ必要ニ応シ他ノ外国语ニ転換ヲ許ササルヘカラス而シテ語学転換ノ場合ニ於テハ到底三年以下ノ修業年限ヲ以テシテハ高等普通教育トシテノ外国语教授ノ効ヲ収ムルコト不可能ナルニ因ル

三、高等学校第一学年ニハ中学校第四学年修了者ヲ入学セシムルハ之ニ依リテ帝国大学卒業ニ至ルマテノ教育年限ニ対シ現制ニ於ケルヨリモ一年ヲ短縮セムトスルニ因ル  
我國ニ於テハ國語ノ習得ノ困難ナルニ如フルニ高等普通教育トシテモ亦専門ノ學術ヲ修ムルノ準備トシテモ言語ノ系統ヲ異ニセル英仏独等ノ外国语ヲ學フノ必要アリ此等學習ノ困難ナルカ為ニ外国语ニ比シテ多少教育年限ノ延長スルノ止ムヲ得サルモノアルヘシト雖モ出来得ル限り教育年限ヲ短縮シテ社會ニ於ケル活動力ヲ大ナラシムヘシトハ二十年來學制改革ノ骨子トシテ唱道セラレタル所ナリ現今大學卒業ノ年齢ノ長スルハ其ノ原因タル制度ノ上ニノミ存スルニアラスト雖モ制度上ニ於テモ成ルヘク教育年限ノ短縮ヲ圖ルコト適當ノ

措置タラスマハアラス而シテ高等学校ノ修業年限ハ前述ノ如ク三年タルコトヲ要スルヲ以テ教育年限ノ短縮ハ之ヲ中学校ト高等学校トノ聯絡關係ニ求メサルヲ得ス是レ中学校第四学年修了者ヲ高等学校ニ入学セシムルモノトナセル所以ナリ而シテ現制ニ於テハ中学校ノ上級学年ト高等学校ノ下級学年トノ間ニハ学科課程ノ重複ヲ見ルモノアリ此等学科課程ノ重複關係ヲ整理スルハ勿論高等学校ノ学科課程ニ改正ヲ如フル等相当ノ方法ヲ講セハ帝国大学入学者ノ學力ニ於テ現制ニ比シテ敢テ低下ヲ來スカ如キコトナカルヘシ固ヨリ此ノ如ク定ムルモ競争試験等ノ關係上中学校卒業後高等学校ニ入学スル者渺カラサルヘシト雖モ穎才ニ在リテハ優ニ中学校第四学年ヨリ高等学校ニ入学スルコトヲ得ルニ至ルヘシ

四、高等学校ヲ官立、公立、私立（財團法人ノ設立）トスルハ現在ノ高等学校ハ帝国大学ノ予科ナルカ故ニ官立ニ限ルモ高等普通教育ヲ施スヘキ高等学校ハ中学校ト等シク公立及私立ヲモ許スノ要アルニ因ル

五、高等学校ハ单独ニ之ヲ設置シ又ハ尋常科四年高等科三年合計修業年限七年ノ制ニ依リテ之ヲ設置スルコトヲ得シム蓋シ高等学校ハ完全ナル高等普通教育ヲ授クル所ナルヲ以テ尋常科四年高等科三年合計修業年限七年ノ制ニ依リテ小学校卒業後一貫シタル教育ヲ授クルハ有効ナル教育法ナルカ故ニ此ノ制ニ依ル学校ノ設置ヲ認メタリ然レトモ此ノ種ノ學校ハ今直ニ其ノ設置ノ各地方ニ普及センコトハ容易ニ望ミ得ヘカラス其ノ普及セサルニ当リテハ該学校所在地以外ノ入学志望

者ニ対シテハ不便ヲ免レス此等ノ関係ヲ考慮シ高等学校ハ單

獨ニ之ヲ設置シ又七年制ニ依リテ之ヲ設置スルコトヲ得シム

ルコトセリ

六、高等学校及七年制高等学校高等科ノ学科ヲ分チテ文科及理

科トスルハ此ノ程度ノ教育ニ於テハ出テ直ニ社会ノ実務ニ

従事セントスル者モ帝国大学ニ進入セントスル者モ一般ノ素

養トシテ其ノ長所及将来ノ志望ニ応シ文科及理科ニ区分スル

コト適切ナルヲ認メタルニ因ル

七、高等学校及七年制高等学校高等科ニ於テ第二外国语ハ之ヲ

隨意科目トスルノ理由ハ我国ノ高等普通教育ニ在リテハ英仏

独語ノ一二習熟セシムルヲ必要トス然ルニ二箇以上ノ外国语

ニ就キ其ノ素養ヲ十分ナラシムルハ決シテ容易ノ業ニアラス

更ニ又帝国大学ノ關係ヨリ考フレハ学術技芸ノ蘊奥ヲ攻究ス

ル学者タラントスル者ニ在リテハ独リ二三ノ近世外国语ノミ

ナラス他ノ近世語及古代語ニモ習熟スルヲ要スルコトナシト

セス而カモ此等ハ到底大学ノ予備教育期間ニ於テ一般生徒ヲ

シテ之ヲ全ウセシムルヲ得ヘキニアラス又大学ヲ卒リテ直ニ

社会ノ実務ニ従事セムルトスル者ニ対シテハ二箇以上ノ外国语

語ニ習熟スルコト固ヨリ望マシキコトナルモ必シモ欠クヘ

カラサルモノナリト云フヲ得ス故ニ高等学校ニ於テハ第一外

国語ハ固ヨリ之ヲ必須ノ学科トスヘキモ第二外国语ハ之ヲ

隨意科目トナシ一般ニハ一外国语ヲ課シ特ニ希望スル者ニ対

シテハ隨意科目トシテ更ニ一外国语ヲ課スルコトセリ而シ

テ中学校高等学校ノ間ニ於テ外国语ハ之カ転換ヲ許スヘキモ

ノタルハ既ニ述ヘタル処ノ如シ

八、高等学校及七年制高等学校高等科ノ第三学年ヲ卒リタル者

ヲ帝国大学ニ入学スルコトヲ得シムルハ現制ニ於ケル高等学校

ノ卒業者ニ比シ学力ノ低下セサルノミナラス前ニ述

ヘタル如ク高等普通教育ノ完成ハ大学ノ基礎教育トシテ適當

校大学予科卒業者ニ比シ学力ノ低下セサルノミナラス前ニ述

ヘタル如ク高等普通教育ノ完成ハ大学ノ基礎教育トシテ適當

尚中学校ノ修業年限ハ現制ノ通トナス所以ナリ

情況ニ応シ実際生活ニ一層適切ナル教育ヲ施サシムルノ必要アリト認ム

高等普通教育ノ改善ニ関シテハ既ニ答申ヲ為シタルモノノ外更ニ當局ニ於テ左記事項ヲ実施セラルルノ必要アリト認ム  
右及答申候也

大正七年五月二日

臨時教育會議總裁法学博士子爵 平田東助  
内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

一、高等普通教育ニ從事スル教員ニ対シ精神的並物質的優遇ノ

途ヲ講シ且ツ其ノ德操ヲ向上シ学識能力ヲ増進セシメムカ  
為適當ナル施設ヲ為スノ必要アリト認ム

前項物質的優遇ニ就テハ國庫モ亦相當ノ支出ヲ為スノ必要  
アリト認ム

二、高等普通教育ニ於テハ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体  
得セシメ殊ニ國体ノ觀念ヲ鞏固ニシ廉恥ヲ重ンシ節義ヲ尊  
フノ精神ヲ涵養シ剛健質実真ニ國家ノ中堅タルヘキ人物ヲ  
陶冶スルニ主力ヲ注クノ必要アリト認ム

三、高等普通教育ニ於テハ一層各学科ノ聯絡統一ヲ図リ理会力

ト獨創力トノ啓發ニ努メ且ツ上級學校入学ノ準備ニ汲々タ  
ルノ弊風ヲ除去シ高等普通教育ノ本旨ヲ完カラシムルノ必  
要アリト認ム

四、中學校ノ學科課程ヲ整理按排シ殊ニ上級ニ於ケル學科目ノ  
選択範囲ヲ廣クシ或ハ分科ノ制ヲ設クルノ途ヲ開キ地方ノ

五、中學校ノ教授要目ヲ改定シテ教科書ノ編纂ニ工夫ヲ施スノ

余地ヲ与フルト共ニ模範教科書ヲ編纂スルノ方途ヲ講シ且  
ツ感化ヲ與フルニ一層有力ナル材料ヲ如フルノ必要アリト  
認ム

六、中學校ノ外國語トシテ英語ノ外ニ獨語又ハ仏語ノ採用ヲ獎  
励スルノ必要アリト認ム

七、中學校高等学校等ノ入学ニ就テハ年齢ニ拘ハラス俊才ノ為  
ニ速進ノ路ヲ開クノ必要アリト認ム

八、家庭並社會ノ生徒ニ及ボス影響ハ青年時代ニ於テ最毛痛切  
ナルヲ以テ高等普通教育ニ於テハ學校ト家庭トノ協力課外  
讀物ノ選択等ニ關シテ格段ノ注意ヲ加フルノ必要アリト認  
ム

九、高等普通教育改善ノ關係ヨリ考フルモ健全ナル國民思想ノ  
源泉タル學術文芸ノ振興ヲ図ルノ急務ナルヲ認ム

一〇、高等普通教育ノ改善ヲ圖ルニハ前各項ノ外教員養成及視  
學ノ制度ニ關シ別ニ之ヲ攻究スルノ必要アリト認ム

#### 理由

男子ノ高等普通教育ニ於テ改善ヲ要スヘキ諸点ニ關シテハ襄ニ  
答申シタルモノノ外審議ノ末更ニ別紙十項ヲ決議スルニ至レリ  
而シテ其ノ各項決議ノ理由ハ左ニ開陳スルカ如シ

一、高等普通教育ノ内容ヲ改善シテ其ノ効果ヲ完カラシム  
ニハ優良ナル教員ヲ得ルヨリ先ナルハナシ然ルニ近時經

濟ノ發展ニ伴ヒ有為ノ人材ニシテ新ニ教職ニ就カムトスルモノ漸次減少スルノ傾向アルノミナラス在職中ノ教員ニシテ其ノ優良ナル者ハ他ノ方面ニ転職スルモノ亦尠シトセス我国高等普通教育ノ前途寒心ニ堪ヘサルモノアリ故ニ此ノ際適當有力ナル方途ヲ講シテ教員優遇ノ実ヲ挙ケ教育界ニ有為ノ人材ヲ招致スルト共ニ優良教員ノ転職ヲ防止スルハ寔ニ刻下ノ急務ナリトス而シテ其ノ精神的優遇ノ方法トシテハ或ハ一般ノ官吏ト官等ノ制ヲ同シクシ或ハ一層位階勲等ヲ進メ或ハ特殊ノ勳章ヲ制定シテ之ヲ授与スル等其ノ途一二シテ足ラサルヘク当局ニ於テ速二十分ノ調査ヲ遂ケラルヘシ其ノ物質的待遇ニ至テハ任務ノ重大ナルニ比シ頗菲薄ニ失スルハ現時高等普通教育ニ從事スル教員ノ俸給平均月俸僅ニ五十円内外ニ過キサルヲ見テ知ルヘシ明治四十三年度一般官吏ノ増俸ヲ行ヒ今回亦判任官ニ対シ戰時手当ヲ支給セラルニ拘ラス独リ中等教員ハ其ノ俸給国庫支弁ニアラサルヲ以テ依然トシテ待遇改善ノ途ヲ講セラルコトナシ方今費多端ノ際ナリト雖高等教育振興ノ為國庫ヨリモ相当ノ支出ヲ為シ特ニ年功加俸ノ制ヲ設ケテ勤続者ヲ獎励シ又特別如俸ノ制ヲ設ケテ優良ナル教員ニ対シ特遇ノ途ヲ開クカ如キハ實ニ必要ナル施設ニシテ且ツ緊急実施ヲ要スヘキモノト信ス而シテ地方費支弁タル本俸ヲ増スノ要アルハ言ヲ俟タス

教員優遇ノ途ヲ開クト同時ニ一方ニ於テハ亦教員ノ資質

ヲ改善スルノ要アリ從来講習会等ノ方法ニ依リテ其ノ學力ヲ增進スルノ途ヲ講セサルニアラスト雖更ニ一層適切ナル工夫ヲ凝シ以テ教員ノ德操ヲ向上シ學識ヲ增進シ且ツ特ニ教育者タルノ自覺ヲ強ウシ教育者タルノ能力ヲ進ムルコトヲ努メサルヘカラス

二、高等普通教育ハ将来國家ノ中堅タルヘキ人物ヲ養成スルニ在ルヲ以テ其ノ徳性涵養ニ主力ヲ傾倒シ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ了解セシムルノミナラス十分ニ之ヲ体得セシメ確固タル道徳的信念ヲ陶冶シ特ニ皇統連綿金匱無欠ノ歴史ヲ明ニシテ我國體ニ關スル觀念ヲ鞏固ニスルノ最モ緊要ナルヤ言ヲ俟タス從来各學校ニ於テ此ノ目的ノ貫徹ニ努力スル所アリタリト雖之カ實行ノ方法ニ至リテハ尚未タ尽サルモノアルカ如シ将来一層深ク青年ノ心理ヲ考ヘ且ツ時勢ノ趨向ヲ察シ適切ナル工夫ヲ凝シテ以テ其ノ貫徹ニ努メサルヘカラス又近來人心ノ弛廢ニ鑑ミテ特ニ廉恥ヲ重ンシ節義ヲ尊フノ精神ヲ涵養シ浮華輕佻ヲ戒メテ益々剛健質実ノ氣風ヲ作興シ以テ時弊ノ匡救ニ努メサルヘカラス

三、學校教育ニ於テ各学科ノ聯絡統一ヲ図ルノ要アルハ敢テ言ヲ俟タサル所ナリ高等学校及中学校ニ於テハ教員各其ノ學科ヲ分担教授スルノ組織ナルヲ以テ動モスレハ互ニ聯絡ヲ欠キ統一ヲ失スルノ弊ナキニアラス故ニ将来一層此ノ点ニ留意シテ同一学年ノ担任教員會議並同一学科目ノ担任教員會議ヲ催ス等以テ各学科課程ノ聯絡統一ヲ図

リ教育ノ徹底ヲ期セサルヘカラス又高等普通教育ニ於ケル教授ハ動モスレハ多知多識ヲ銜ヒ無益ノ記憶ニ心力ヲ徒費スルノ傾向ナキニアラス此等ノ情弊ヲ一掃シテ觀察実験ヲ旨トシ常ニ根本ノ理会ニ重キヲ置キ応用獨創ノ能カヲ啓發スルニ努メ他日専門教育ニ進ムニ於テ將又社会ノ実務ニ從フニ於テ遺憾ナカラシメムコトヲ期スヘシ夫ノ上級学校ニ入学セシメムトスルノ一念切ナルカ為高等普通教育ノ本旨ヲ没却シテ專ラ之力試験準備ニ汲々タルカ如キ現今ノ弊風ニ閑シテハ特ニ匡正ノ途ヲ講スルノ緊要ナルヲ認ム

四、現行中学校ノ学科課程ハ其ノ制定以来茲ニ年アリ社会ノ進歩ニ伴ヒ既往ノ実験ニ徴シテ改善整理ヲ要スヘキモノナシトセス就中各学科目ノ程度及排列ニ閑シテハ當局ニ於テ一層攻究ヲ為スノ余地アリト認ム又中学校ニ於テハ其ノ学年ノ進ムニ從ヒ地方ノ情況ニ慮シ生徒将来ノ志望ニ副ハシメムカ為學科目ノ取捨選択ノ範囲ヲ広クシ教育ノ効果ヲ完ウスルノ要アリ近來當局ニ於テモ此ノ点ニ著眼スル所アリト雖更ニ一層歩ヲ進メ或ハ文理科実科等ノ分科ヲ設クルノ途ヲ開キ以テ實際生活ニ適切ナル効果ヲ収メシムコトヲ期スヘシ

五、中学校ノ教授要目ハ教授ノ内容ヲ指示スルニ於テ今日尚其ノ必要アルヘシト雖現行ノ教授要目ハ宜シク之ヲ改善シテ其ノ煩細ニ過ケルモノハ之ヲ簡約ニシ依テ以テ教科書ノ編纂ニ特色ヲ發揮シ新工夫ヲ施スノ余地ヲ与フルノ

要アリ又當局ニ於テ自ラ著手シ若ハ私人ニ援助ヲ与フル等適宜ノ方法ニ依リ模範教科書ヲ編纂スルノ方途ヲ講スルノ要アリ從来ノ教科書ハ其ノ記述事例等一二常軌ニ適ヒ瑕疵ノ指摘スヘキモノナキヲ主トスルカ為動モスレハ平凡ニ失シ生徒ニ感化ヲ与フルノ力薄弱ナルノ傾向ナキニアラス故ニ修身、歴史、國語及其ノ他ノ教科書ノ編纂ニ当リテモ生徒ニ対シ感化ヲ与フルニ有力ナル材料ヲ加へ以テ教育ノ効果ヲ一層適切ナラシメムコトヲ期スヘシ六、中学校ニ於ケル外國語ハ英語、獨語、仏語ノ一ヲ選択セシムルニ拘ラス全國中学校中獨語、仏語ヲ課スルモノ僅ニ一二ニ止リ其ノ他ハ悉ク英語ヲ課スルノ情況ナリ是レ固ヨリ各種ノ事情ニ基因スヘシト雖現在中学校ト高等学校トノ聯絡ニ欠クル所アルモ亦其ノ一因タラスンハアラス曩ニ答申シタル如ク高等学校ニ於テハ英語、獨語、仏語ノ一ヲ正課トシ他ノ一ヲ隨意科トナシ成ルヘク外國語ノ教授ヲ一貫セシムルノ要アルヲ以テ當局ハ特ニ此ノ点ニ留意シテ適當ノ方法ヲ講シ英語ノ外獨語、仏語ノ採用ヲ一層將励セラルヘシ

又中学校ト高等学校トノ聯絡上學年ノ始期ヲ同一ニスルノ要アリ曩ニ答申シタルカ如ク七年制ノ高等学校ヲ認メ又中学校第四学年ヲ了ヘテ直ニ高等学校ニ進入スルノ道ヲ開クトキハ今後中学校ト高等学校トノ間學年開始ノ時期ヲ同カラシムヘキハ必然ノ結果ナラサルヲ得ス

七、學校ノ入学ニ就テハ生徒心身ノ發育等ノ關係ヨリ或ハ一

般ノ通則トシテハ其ノ最低年齢ヲ定ムルノ必要アルヘシ  
ト雖之力為ニ顕才ヲシテ徒ニ歳月ヲ空費セシムルノ余儀  
ナキニ至ラシムルハ取ラサル所ナリ故ニ例外トシテ身体  
ノ發育十分ニシテ且ツ特ニ能力卓越シタル者ニ対シテハ  
學校長ノ證明ニ依ル等弊害ナキ方法ヲ講シ其ノ年齢ニ拘  
ラス入学ノ途ヲ開カムコトヲ要ス

八、高等普通教育ヲ受クル青年ノ時代ニ於テハ家庭及社會ノ  
之ニ及ホス感化影響ノ痛切ナルモノアリ就中社會ノ上流  
ニ位スル者ニシテ往々敗徳汚行ヲ伝ヘラルカ如キハ其  
ノ青年ノ心理ニ悪影響ヲ及ホスコト極メテ大ナリ故ニ高  
等普通教育ノ効果ヲ完カラシメムニハ啻ニ學校ノ努力ヲ  
以テ足レリトセス家庭ニ於テ深堪ノ注意ヲ払フヲ要スル  
ハ勿論社會ノ風教ヲ振作シ特ニ上流人士ノ覺醒ヲ促シ國  
家ノ法制ニ於テモ道徳的慣習ト相背馳セルモノハ之ニ改  
正ヲ如ヘ任免黜陟賞罰等ニ關シテモ深ク思ヲ風教ノ振興  
ニ致シ以テ不良ナル感化ヲ青年ニ与ヘサラムコトヲ要ス  
又近年軟文学ノ青年ニ及ホス感化ハ實ニ恐ルヘキモノア  
リ學校ニ於テハ家庭社會ト相協力シテ十分ニ課外讀物ノ  
選択ニ留意シ且ツ當局ニ於テモ適當ノ方法ニ依リ健全ナ  
ル讀物ノ供給ヲ図リ其ノ他通俗教育ニ關シテモ一段ノ力  
ヲ尽スノ必要アルヘシ

九、社會ノ風教ヲ改善シテ健全ナル國民思想ヲ作ラムニハ主  
トシテ其ノ源泉タル學術文芸ノ振興ヲ図ラサルヘカラス  
特ニ青年ハ時代思想ノ影響ヲ蒙ルコト著シキヲ以テ高等

普通教育改善ノ關係ヨリ考フルモ學術文芸ノ振興ヲ急務  
トス而シテ之カ為文科大學ノ振興ヲ圖ルハ有力ノ一方法  
タルヲ信ス

一〇、高等普通教育ノ改善ニ關シテハ前各項ノ外尚教員ノ養  
成方法及教育ノ視察監督ニ關スル制度ヲ改善シテ一層其  
ノ効果ヲ完カラシメムコトヲ期セサルヘカラスト雖此等  
ノ諸点ハ別ニ一括シテ之ヲ審議スルノ要アルヘシ

其ノ他學校ノ設置及廃止等ニ關シテハ從來當局ニ於テモ常ニ相  
當ノ調査ヲ經テ之ヲ決定スルハ固ヨリ疑ヲ容レスト雖將來官立  
ノ外公私立ノ高等學校ヲモ認ムルニ至テハ其ノ設置廃止ニ關シ  
テハ一層慎重ノ注意ヲ如ヘテ之ヲ處理スルノ必要アリト信ス又  
現在ノ私立中學校等ハ自ラ公立ノ施設ノ不足ヲ補フノ關係アル  
ヲ以テ一層深ク其ノ監督指導ニ留意シ高等普通教育ノ機關トシ  
テ其ノ効果ヲ完カラシムルニ遺憾ナキヲ期セサルヘカラス特ニ  
之ヲ附言ス

大學教育及專門教育ノ改善ニ關シテハ別記ノ綱領ニ基キ當局者  
ニ於テ適當ノ措置ヲ講セラルルノ必要アリト認ム

右及答申候也

大正七年六月二十二日

臨時教育會議總裁法学博士子爵 平田東助

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

一、大學ノ分科ハ文科、理科、法科、医科、工科、農科、商科

- 等トスルコト
- 一二、大学ハ綜合制ヲ原則トスルモ單科制トナスヲ得シムルコト
- 三、分科大学ハ國家ニ須要ナル學術ヲ教授シ及其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トスルコト
- 四、分科大学ノ在学年限ハ三年以上トシ医学科ニ就テハ四年以上トスルコト
- 五、分科大学ニ入学スルコトヲ得ル者ハ高等学校卒業者トスルヲ常例トスルモ其ノ大学ノ状況ニ依リ之ト同等以上ノ学力アル者ヲモ收容スルヲ得シムルコト
- 六、大学ハ特別ノ理由アル場合ニ於テハ予科ヲ置クヲ得ルコト
- 七、大学予科ハ高等学校ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ授ケルコト
- 八、大学予科ハ中学校第四学年修了ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ハ三年トシ中学校卒業ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ハ二年トスルコト
- 九、大学予科ノ定員ハ当該大学ニ該予科卒業者ヲ收容スルヲ以テ限度トスルコト
- 十、分科大学ニ研究科ヲ置キ分科大学卒業者ヲシテ引続キ研究ニ從事スルヲ得シメ及分科大学ニ於テ適當ト認ムル者ヲ收容シテ研究ニ從事スルヲ得シムルコト
- 一分科大学ノ研究科ニ入りタル者ハ他ノ分科大学ニ就キ研究スルヲ得シムルコト
- 十一、分科大学ノ研究科ヲ綜合シテ大学院トシ各研究科間ノ聯絡ヲ完カラシムルコト
- 十二、分科大学ニハ學術ノ蘊奥ヲ攻究スル力為必要ナル設備ヲナスコト
- 十三、大学ハ官立及財團法人ノ設立トスルコト但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ公共團体ノ設立ヲ認ムルコト
- 十四、公共團体及財團法人ノ經營ニ係ル大学ノ設立ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ經ヘキコト
- 十五、公共團体及財團法人ノ經營ニ係ル大学ハ文部大臣之ヲ監督スルコト
- 十六、財團法人ニ於テ大学ヲ設立スルニハ其ノ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル資產相当ノ設備及相当員数ノ專任教員ヲ備フヘキコト
- 十七、財團法人ノ經營ニ係ル大学ヲ總轄スル者及其ノ教員ノ任用ハ文部大臣ノ認可ヲ經ヘキコト  
前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得ヘキコト
- 十八、帝国大学分科大学ニ於テハ教授助教授ノ俸給ヲ増加スルコト
- 十九、帝国大学分科大学ニ於テハ教授ノ停年制ヲ設ケ停年制ニ依リ退職スル教授ニ相當ノ退職俸ヲ支給スルコト
- 二十、学年ノ始ヲ四月トスルコト
- 二十一、専門学校ニ關スル現制ハ大体ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト
- 希望事項

一、大学ニ於テハ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ一層意ヲ致サムコトヲ望ム

二、大学ニ於テハ受動的學習ノ風ヲ改メ学生ヲシテ教授指導ノ下ニ自ラ研究セシムルノ方針ヲ取ラムコトヲ望ム

三、成ルヘク學級制ヲ廢シテ科目制トナシ学生ヲシテ其ノ選所ノ科目ヲ学修セシムルノ途ヲ開カムコトヲ望ム

四、科目ノ種類ニ依リテハ並行講義ノ制ヲ設ケムコトヲ望ム

五、大学ニ於テハ学士ノ称号ヲ得ントスル者ノ為ニ一定ノ試験科目ヲ設ケムコトヲ望ム

六、試験ハ其ノ成績ヲ点数ニ依リテ評定スルノ例ヲ廢セムコトヲ望ム

七、綜合大學ニ在リテハ十分ニ各分科間ノ聯絡ヲ保タシメ綜合ノ実ヲ挙クルニ遺憾ナカラシメムコトヲ望ム

八、大学各分科ノ均等ナル發達ヲ期スルカ為適當ナル施設ヲ為シ人材ノ登用ノ如キモ各科ヲ通シテ公平ナラシメムコトヲ望ム

#### 大學教育及專門教育ニ關スル件

##### 答申理由書

一、大学ノ分科ハ學術進歩ノ趨勢ト大學制度ノ沿革トニ由リテ之ヲ定ムヘク必シモ一定ノ理論ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得ス歐洲大陸ニ於ケル大學ノ如キハ概不神學科、哲學科、法學科及醫學科等ヲ設ケルモノナキニアラス我帝國大學令ニ

於テハ法科大學、醫科大學、工科大學、文科大學、理科大學及農科大學ノ六分科大學トナセリト雖京都帝國大學ニハ嘗テ理工科大學ヲ設置セルコトアリ又商業、經濟ニ關スル學科ノ如キモ大學ノ一分科タルニ至ルヘク其ノ他學術ノ進歩發達ニ伴ヒ時勢ノ要求ニ應シ更ニ大學ノ一分科ヲ為スニ至ルヘキモノ亦之ナキニアラサルヘシ故ニ「大學ノ分科ハ文科、理科、法科、醫科、工科、農科、商科等トスルコト」トシ現在ノ帝國大學ノ各分科大學ノ外尚将来新ナル大學分科ノ成立スヘキヲ認メ又此等各分科ノ間ニ於テ適宜分合按排セラレタル分科ノ成立ヲモ認ム趣意ヲ以テ本項ヲ議決セリ

二、歐洲大陸ニ於ケル多クノ大學ハ從來四分科ヨリ成ル綜合制ヲ原則トスルモ工科ノ如キハ單科制トナスモノアリ元來大學ハ專門ノ學術ヲ授ケルト同時ニ又學術ノ蘊奧ヲ究ムル所ニシテ各專門學術ノ間ニハ密接ノ關係アルヲ以テ綜合制ノ單科制ニ比シテ適當ナルヘキハ論ヲ俟タスト雖時勢ノ要求ニ隨ヒ單科大學ノ成立ヲ認ムルコト亦已ムヲ得サルナリ是レ大學ハ綜合制ヲ原則トスルモ單科制トナスヲ得シムルコトトナシタル所以ナリ若シ夫レ如何ナル分科ノ綜合シタル大學ヲ以テ綜合制ノ目的ニ適合シタル大學組織ト為スヘキモノノナルカノ点ニ至リテハ近年學術ノ發達ニ依リ往々学者ノ間ニ見解ヲ異ニスルモノアルニ至リタルヲ以テ劃一旦ツ抽象的ニ之ヲ定ムヘキニアラサルヲ認メ綜合トハ單ニ二分科以上ノ結合セルモノヲ指称スルモノトセリ

三、現行帝國大學令ニ依レハ分科大學ハ單ニ學術技芸ノ理論及

応用ヲ教授スル所ニシテ学術ノ研究ヲ目的トスルモノニアラサルカ如ク解セラルルノ感ナキアラス然レトモ大学力他ノ学校ニ対シ其ノ特色トスル所ハ学術ノ研究ヲ以テ其ノ本旨ト為スノ点ニ在ルハ言ヲ俟タサル所ナルヲ以テ分科大学ハ独リ學術ノ理論及應用ヲ教授スルノミナラス又学理ノ蘊奥ヲ研究スルヲ以テ其ノ目的ト為スコトヲ明ニスル必要アリ是レ特ニ「分科大学ハ國家ニ須要ナル学術ヲ教授シ及其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トスルコト」ト定メ其ノ綜合制タルト單科制タルトヲ問ハス均シク学術ノ教授及研究ヲ目的トスヘキモノナルコトヲ明ニセル所以ナリ

四、分科大学ハ其ノ性質上他ノ学校ト趣ヲ異ニスルハ勿論ナルモ大体ニ於テ学生ノ一般在学年数ヲ規定スルノ必要アリ而シテ從来ノ経験ニ依レハ大学ニ於ケル一部門ノ学術ヲ修了スルニハ少クトモ三年ノ期間ヲ要スヘキヲ以テ「分科大学ノ在学年限ハ三年以上」トシ医学科ニ在リテハ三年ヲ以テ専門ノ研修ヲ了スルコト到底不可能ナルヲ以テ之ヲ四年トナセシナリ五、大学教育ハ其ノ基礎ヲ高等普通教育ニ置カサルヘカラサルヲ以テ分科大学ニ入学スルコトヲ得ル者ハ高等学校卒業者トスルヲ常例トスト雖分科大学ノ種類ニ依リテハ専門学校卒業者ノ為ニ入学ノ途ヲ開クモ不可ナカルヘク其ノ他高等ナル教育ヲ受ケタル者及篤志ノ独学者等ノ大学ニ入ルコトヲ全然拒否スヘキニアラサルヲ以テ其ノ大学ノ状況ニ依リ高等学校卒業者ト同等以上ノ学力アル者ヲモ收容スルヲ得シムルコトト為セル所以ナリ

六、大学教育ノ基礎タルヘキ高等普通教育ヲ授クル高等学校ノ制度ヲ設クルハ曩ニ本会議ノ決議セル所ナルヲ以テ大学入学ノ予備教育ヲ授クルヲ目的トスル特別ノ課程ヲ認ムルハ制度ノ本体ト為スヘキニアラスト雖特別ノ理由アル場合ニ於テハ予科ヲ置クヲ得シメ以テ宜シキヲ制セムトスルニ因ル  
七、大学予科ノ教育ハ大学入学ノ準備ヲ為スヲ目的トスト雖大學教育ハ其ノ基礎ヲ高等普通教育ニ置クヲ必要トスルヲ以テ大学予科ニ於テモ亦高等学校ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ授クルモノト為セリ

八、大学予科ハ高等学校ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ授クルモノナルカ故ニ其ノ入学資格及修業年限モ亦自ラ之ニ適応セルモノナラサルヘカラス

故ニ大学予科ハ中学校第四学年修了ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ハ之ヲ三年トナセリ然レトモ大学予科ハ當該大学ニ附屬シ之ト直接ノ聯絡ヲ保ツラ目的トスルモノニシテ独立シテ高等普通教育ヲ授クルヲ目的トスルモノニアラサルカ故ニ中学校卒業ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ヲ二年トスルモ其ノ学科課程ノ接排ヲ適當ナルシムルニ於テハ其ノ学力ニ於テ敢テ不足スルコトナカルヘシ且ツ学校ニ依テハ從来特殊ノ沿革事情ヲ有スルモノモ之ナキニアラサルヲ以テ大学予科ノ修業年限ハ其ノ入学資格ニ応普通教育ヲ受ケシムルニ於テ其ノ揆ヲニスルモノナリ

九、大学予科ハ大学ノ必要ニ応シ特別ノ理由アル場合ニ於テ之

ヲ設置スルモノナルカ故ニ其ノ卒業者ハ専ラ之ヲ當該大學ニ於テ收容スルヲ目的トセサルヘカラス從テ大學予科ノ定員モ亦當該大學ニ該予科卒業者ヲ收容スルヲ以テ限度トナスヘキハ當然ノコトトス若シ夫レ該予科卒業者ヲ當該大學ニ收容シ得ルノ限度ヲ超エ予科ノ定員ヲ定ムルカ如キハ決シテ大學予科特設ノ必要ニ出ツルモノト謂フヲ得サルナリ

十、分科大學ニ於テハ之ヲ卒業シ引続キ研究ニ從事セムトスル者ノ為ニ必ス研究科ヲ置クコトヲ要ス此ノ如クニシテ始メテ學術ヲ授ケルト共ニ學理ノ蘊奥ヲ究ムルヲ以テ目的トスル大學ノ職能ヲ完ウスルヲ得ヘキナリ是レ分科大學ニハ必ス研究科ヲ置クモノト為セル所以ナリ而シテ研究科ニ入りテ學術ノ研究ニ從事スルモノハ相當ノ學術ヲ修メタル者ナラサルヘカラス是レ分科大學卒業者及分科大學ニ於テ適當ト認ムル者ヲ收容シテ研究ニ從事スルヲ得シムルモノト為シタル所以ナリ而シテ分科大學卒業者ニ就テハ引続キ研究ニ從事スト謂ヘルハ大學ニ於テハ學生ノ分科大學在學中ト雖常ニ學術ノ研究ヲ目的トスルモノナレハナリ又分科大學ニ於テ適當ト認ムル方法ニ關シテハ教授会ノ議ニ依リ或ハ卒業者ニアラサル者ニ対シテハ特ニ學力ノ考査ヲ為スコトモアルヘク或ハ一般的ニ他ノ大學又ハ專門學校ノ卒業者ニ就テ認定スルコトモアルヘシ學術ノ蘊奥ヲ究メムトスルニハ單ニ一分科ニ限ラス數分科ニ屬スル學科ニ涉リ相牽聯シテ攻究スルニアラサレハ到底其ノ完全ヲ期スルコト能ハサル場合アリ綜合大學ノ一ノ特長ハ實ニ茲ニ存スルカ故ニ一分科大學ノ研究科ニ入りタル者ハ他ノ

分科大學ノ研究科ニ就キテモ自己ノ目的トスル研究事項ニ関シ自由ニ攻究スルヲ得シメサルヘカラス但シ當該教授ノ承認ヲ要スル等相當ノ手續ヲ為スヘキハ勿論ノコトナリトス是レ即チ「一分科大學ノ研究科ニ入りタル者ハ他ノ分科大學ニ就キ研究スルヲ得シムルコト」ト為シタル所以ナリ

十一、綜合大學ノ特長ヲ發揮シ學術研究ノ府タル実績ヲ挙ケムト欲セハ各分科大學ニ於ケル研究科ノ間ノ聯絡ヲ密接完全ナラシメ以テ研究上最モ便宜ナル組織タラシメサルヘカラス是レ即チ二分科以上ヲ具ヘタル大學ノ研究科ヲ綜合シテ大學院トシ其ノ聯絡ヲ完カラシムコトヲ望ム所以ナリ又大學院ノ名稱ヲ用ヒタルハ現行帝國大學令ニ於テ多年用ヒ來レル名称ハ之ヲ存用スルヲ可トスルニ因ル

十二、現時帝國大學ノ狀況ニ就テ見ルモ或ハ圖書館ヲ設ケ或ハ各種ノ實驗室ヲ置キ或ハ諸種ノ研究室ヲ備フルモノアリト雖學術ノ蘊奥ヲ十分ニ攻究スルノ目的ヲ果サムカ為ニハ其ノ設備ニ於テ未タ充実完備セリト謂フヲ得サルナリ殊ニ研究室ノ設備ノ如キハ寧ロ甚タ不完全ナル狀態ニ在ルカ如シ斯ノ如キハ経費ノ關係ニ因ルヘシト雖真ニ大學ノ職能ヲ發揮セムト欲セハ今後大學ニ於ケル學術研究ノ設備ノ充実完成ニ最モ力ヲ致ササルヘカラス又将来官立大學ノ外公共團體及財團法人ノ大學設立ヲ認ムルニ際シテハ此ノ方面ニ於ケル設備ニ關シ特ニ注意ヲ要スルモノアリ是レ即チ本項ヲ掲ケテ分科大學ニ於テハ學術研究ノ為メ必要ナル設備ヲ為スコトヲ要スルノ旨趣ヲ明ニシタル所以ナリ又研究ニ關スル設備ヲ有効ナラシムル

ニハ研究費ヲ十分ナラシメサルヘカラサルハ勿論ノコトナレハ此ノ点ニ就キテモ当局者ニ於テ一層意ヲ用フルノ必要アルハ言ヲ俟タサル所ナリ

十三、大学ハ国家ニ須要ナル学術ヲ教授シ及其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ目的トスルモノナルカ故ニ国家自ラ之ヲ設立シ經營スルコトノ必要ナルハ論ヲ俟タサル所ナリ然レトモ他ニ資産ヲ提供シ確実ナル基礎ノ上ニ最高ノ学府ヲ設ケテ学術ヲ研究シ人材ヲ養成セムトスル者アラハ國家ニ於テ宜シク之ヲ認メサルヘカラス是レ即チ「大学ハ官立及財團法人ノ設立トナスコト」トナシタル所以ナリ而シテ府県郡市町村ノ如キ公共団体ニ至リテハ法律上國家ヨリ課セラレタル義務トシテ幾多ノ事業ヲ有シ此等ノ義務ヲ完全ニ履行スルニハ多額ノ経費ヲ要スルカ故ニ更ニ巨額ノ費用ヲ必要トスル大学ヲ設立經營スルカ如キハ特殊ノ理由アル場合ニアラサレハ之ヲ認許スヘキモノニアラス是レ即チ公共団体ニ対シ大学ノ設立ヲ認ムルハ特別ノ事情アル場合ニ限ルコトトナシタル所以ナリ

十四、大学ノ設立ハ事態極メテ重要ナルヲ以テ最モ鄭重ナル手続ニ出テサルヘカラス之ヲ外国ノ事例ニ徴スルニ大学ノ設立ハ議会ノ協賛ヲ經テ法律制定ノ手続ニ依ルモノアリ或ハ帝王ノ勅許ニ依ルモノアリ我官立大学ニ在リテハ其ノ設立ニ関スル予算ハ帝国議会ノ協賛ヲ經ルヲ要スルノミナラス勅令ヲ以テ官制等ヲ制定スルヲ必要トス故ニ公共団体及財團法人ノ經營ニ係ル大学ノ設立ニ関シテモ最モ鄭重ナル取扱ヲ為シ将来万一不完全ナル大学ノ容易ニ設立セラルルカ如キ弊ニ陥ルコ

十五、国家カ一定ノ制度ノ下ニ大学ヲ認ムル以上ハ之ニ對シテ相当ノ監督ヲナスヘキハ当然ノコトニ属ス而シテ最高学府ニ對スル監督ノ如キハ之ヲ行フニ適當ナル機關ヲ有スルヲ必要トルヲ以テ大学ハ文部大臣直接之ヲ監督スルコトトナセル所以ナリ

十六、大学ノ經營ハ頗ル多額ノ経費ヲ要シ從テ其ノ基礎最モ確実ナルモノニアラサレハ大学ノ目的ヲ達成スルコト難シ故ニ財團法人ニ於テ大学ヲ設立スルニハ其ノ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スルニ十分ナル基本財産ヲ備ヘ又學術研究ノ府タルニ相當ナル設備若クハ之ニ要スル資金ヲ備フルノミナラス尚大学ノ規模学科ノ種類性質等ニ応シ大学教育ノ実ヲ擧クルニ於テ相当ナル員數ノ専任教員ヲ置クコトヲ必要トス故ニ若シ資產設備共ニ備ハラサルノミナラス専任教員ノ數ニ於テモ相当ノ員數ヲ欠クカ如キアラハ之カ設立ヲ許スヘキニアラサルハ固ヨリ論ヲ俟タサル所ナリ

十七、大学ヲ統轄管理シ又大学教育ノ局ニ当ル者ハ重大ナル責務ヲ有スル者ナルヲ以テ財團法人ノ經營ニ係ル大学ヲ總轄スル者及其ノ教員ノ任用ハ文部大臣ノ認可ヲ經ヘキモノトシ又此ノ認可ハ一旦之ヲ与ヘタル後ト雖文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得ヘキモノトシタル所以ナリ十八、最高ノ学府ニ於ケル學術ノ研究ヲ旺盛ニシ益々其ノ上進ヲ図リ以テ國運発展ノ基ヲ鞏ウセムニハ學術ノ研究ニ從事ス

ル学者ヲ待ツニ相当ノ道ヲ以テセサルヘカラス然ルニ現制ニ  
於ケル帝国大学分科大学教授及助教授ノ俸給ハ甚タ菲薄ニシ  
テ予算ニ就キ之ヲ見ルニ各省ニ於ケル高等官官等俸給令別表  
第二表第一号ニ依リ俸給官等ノ相当スル諸官即チ参事官、秘  
書官、書記官ノ平均年俸ハ二千二百七十円ナルニ分科大学教  
授ノ平均俸給ハ多数ノ勅任教授ヲ含ムニ拘ラス本俸及講座給  
ヲ合セテ平均二千三百七十円ニ過キス而シテ助教授ノ本俸平  
均年額ハ六百四十円ニシテ職務俸ヲ合セテ平均年額千四十円  
ニ過キサルナリ斯ノ如ク菲薄ナル俸給ヲ以テ専心学術ノ研究  
ニ從事セムコトヲ望ムモ得ヘカラス且ツ有為ノ人材ヲ教授助  
教授ニ招致スルノ甚タ難キハ勿論現ニ教授助教授ノ職ニ在ル  
者ニシテ他ニ職ヲ転セムトスル者アルモ亦之ヲ防止スルニ由  
ナカラムトスノ如キハ国家力学者ヲ遇スル所以ノ途ニアラ  
サルナリ因テ分科大学教授助教授ノ俸給ヲ増加シ少クモ普通  
ノ高等文官ノ俸給ト逕庭ナカラシメ以テ学者ヲシテ各其ノ職  
ニ安シテ専心学術ノ攻究ニ從事セシムルハ大学教育ヲ改善ス  
ルノ第一著手トシテ一日モ措クヘカラサル要務タルヲ認ム

二十、大学ヲ卒ヘルニ至ルマテノ教育年限ヲ短縮シ且ツ高等学  
校ト大学トノ聯絡ヲ密接ナラシムルカ為大学ニ於ケル学年ノ  
始ハ之ヲ四月ニ改メ互ニ学年ヲ連續セシムコトヲ要ス然レ  
トモ之カ實行ハ高等学校学年開始ノ時期ノ変更ニ伴フヘキハ  
勿論ナリトス

二十一、現行制度ニ於テハ大学教育ノ機関ハ帝国大学ヲ除クノ  
外他ニ之カ存立ヲ認メス帝国大学以外ノ学校ハ仮令高等ナル  
学術ヲ授ケルト共ニ学術ノ蘊奥ヲ攻究スルモノト雖均シク之  
ヲ専門学校令ニ依リテ支配セリ然レトモ将来ニ於テハ此等ノ  
学校ニシテ大学ニ関スル新制ニ則ラムコトヲ欲シ国家モ亦之  
ヲ適當ト認ムル場合ニ於テハ進ンテ大学トナルニ至ルモノ尠  
カラサルヘシ而モ亦一方ニ於テ從来ノ如ク専門学校程度ノ学  
校ノ存スルアリテ高等ナル専門ノ学術技芸ヲ教授スルハ國家  
ノ須要ニ應スル必要ノ施設タラスンハアラス故ニ前各項ノ綱  
領ニ拠リ大学ヲ設ケルノ途ヲ開クト雖現行ノ専門学校ニ關ス  
ル制度ハ之ヲ改正スルノ必要ヲ認メサルナリ但シ其ノ教職ニ  
対シ俸給ヲ厚ウスルコト及生徒ノ人格ヲ陶冶シ國家思想ヲ涵  
養スルニ一層意ヲ致スコトハ大学ニ於ケルト同シク其ノ必要  
者ハ特別ノ場合ヲ除ク外職ヲ後進新銳ノ学者ニ譲ラシメ學界

ヲ認ムル所ナリ

又現時専門学校令ニ支配セラル学校ニシテ大学ノ名称ヲ附スルモノアリ将来大学ニ関スル新制度実施後ニ於テハ大学ニ関スル規程ニ依ルモノニアラサレハ新ニ大学ト称スルコトヲ得サラシムルハ勿論ナリト雖從来大学ト称スルモノニ対シテ施スヘキ過渡ノ措置ニ至リテハ當局者ニ於テ緩急宜シキヲ制シ實際ノ事情ニ照シテ適宜ノ処置ヲナサムコトヲ要ス

又前述ノ如ク現在ノ専門学校ニシテ大学ノ新制度実施後進ン

テ大学トナルニ至ルモノアルヘキモ専門学校ノ制度ハ固ヨリ教育上必要ナルモノナレハ専門学校力徒ニ競ウテ大学トナラムトスルカ如キ弊害ハ嚴ニ之ヲ防制セサルヘカラス就テハ夫ノ通信省令タル電氣事業主任技術者資格検定規則ノ如ク大学及専門学校ノ卒業者間ニ電氣事業主任技術者タル資格等級ニ關シ甚タシキ等差ヲ設ケルトキハ或ハ之力為ニ専門学校ヲシテ妄ニ其ノ修業年限ヲ増加シ或ハ大学ニ進格セムトスルカ如キ傾向ヲ生セシムルコトナキヲ保セサルヘシ故ニ資格認定等ノ關係ニ就テハ出来得ル限り両者ノ間ニ衡平ヲ得シメスノ如キ弊風ヲ生セサルノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

又現在専門学校令ニ依ル私立学校ニシテ大学ト称スルモノノ中ニ於テ最モ多キハ法政ニ関スルモノナリ我国ノ如ク多數ノ法政ニ関スル学校ヲ一都會ニ集中セルハ他ニ殆ト其ノ比ヲ見サル所ナレハ将来成ルヘク之ヲ併合シテ完備セル大学タラシムルハ最モ希望スヘキコトナリトス之カ為ニ國庫ヨリ相當ノ資金ヲ支出スルノ必要アレハ政府ニ於テ相當ノ資金ヲ支出シ

併合ヲ促スニ於テ適當ノ措置ヲ取ラレムコトヲ望ム又近時地方資産家ノ子弟等ニシテ中学校ヲ卒業シ法政ニ関スル一般ノ素養ヲ得ムコトヲ望ムモノ渺カラスト雖地方ニ適當ノ教育機関ナキヲ以テ相率ヒテ都市集中ノ弊ヲ生スルモノノ如シ将来高等学校ノ新制ヲ実施スルニ於テ地方ノ情況ト将来ノ趨勢トニ鑑ミ法政ニ關スル専門教育ヲ地方ニ施設スルノ要アルヘキヲ信ス

#### 希望事項

一、大学ニ於テハ從來人格ノ陶冶、國家思想ノ涵養ヲ等閑ニ附シタルニアラサルモ尚未タ尽ササル所アルヲ免レサルカ如シ故ニ今後此等ノ点ニ一層意ヲ致サムコトヲ望マサルヲ得ス然レトモ大学ヲシテ高等学校等ニ於ケルカ如ク修身科ヲ設ケテ修身ノ教授ヲ為サシメムトスルニアラス畢竟人格ノ陶冶、國家思想ノ涵養上ニ於テ大学トシテノ方法施設ノ尚大ニ備ハラムコトヲ求ムルノミ夫ノ外国ノ大学ニ於テ壯嚴ナル講堂、完備セル寮舎ヲ備ヘ以テ学生人格ノ修養陶冶ニ資シツツアルカ如キハ宜シク鑑ムヘキ点ナルヘシ若シ大学ノ出ス人材ニシテ仮令學術ニ秀ツルモノ人格ノ点ニ於テ劣ル所アラム歟社會ノ上流ニ立チ國家枢要ノ地位ヲ占ムヘキ人材ノ養成上一大欠点ヲ存スルモノナリト謂ハサルヘカラス又大学ハ國家ニ須要ナル學術ノ教授攻究ヲ目的トスル最高ナル學府ナリ而シテ其ノ學問ニ基ツク所ノ思想見解即チ學理學說ナルモノハ一國ノ文化ヲ左右シ法律、政治、經濟、宗教、國家、社會等ニ關スル諸

般ノ問題ヲ解決スルニ与リテ力アルモノナルハ言ヲ俟タス畢竟学問ハ国民ノ思想界ニ無限ノ影響ヲ及ホスモノニシテ此ノ学問ト国民ノ思想界トノ間ニ存スル連係ハ両者ヲシテ互ニ影響シテ已ムコトナカラシメ遂ニ学問ヲシテ其ノ国ニ特有ナル發達ヲ遂ケシムル所以ナリ故ニ今後我大学力能ク国風ノ美点ヲ存シ其ノ間本邦特有ノ国家思想ノ磅礴タルモノアリテ真ニ帝国ノ大学タルノ資質ヲ備フルコト愈々完全ナル域ニ達セムコトヲ期セサルヘカラス維新後精神教育ノ振ハサリシハ或ハ當時広ク知識ヲ世界ニ求ムルノ急ナルモノアリシカ如キ特殊ノ事情ニ因ルモノナラムカ近時漸ク此ニ意ヲ用ヒ学生ノ氣風亦將ニ作興セムトルノ情況ナキニアラサルモ尚未タ十分ノ効果ヲ見ルニ至ラス殊ニ方今歐洲ニ於ケル大戰乱ノ教訓ハ此ノ教育ノ振興ヲ促シテ已マサルモノアリ是レ大学ニ於テ人格ノ陶冶、國家思想ノ涵養ニ一層ノ意ヲ致ス所アラムコトヲ希望スル所以ナリ

## 二、大学ニ於テハ学術ノ攻究ヲ目的トスルヲ以テ学生自ラ学術

ヲ研究スルノ風ヲ存セサルヘカラサルニ拘ラス我国從来ノ學風ハ實驗ヲ主トスルモノヲ除クノ外概ね教授ノ講義ヲ聽聞筆記シ之ヲ記憶シ試験ニ及第スルヲ以テ能事了レリトスルノ弊ニ陥リ自修独創ノ學風ノ不振ヲ來セルハ大學教育上ノ一大欠点ニシテ而モ此ノ弊風ハ独リ大學ニ止マラス其ノ余弊ノ及フ所総テノ學校ニ通シテ其ノ風ヲナスニ至レリ故ニ今後ニ於テハ大學制度ノ改正ト共ニ從來ノ受動的學習ノ風ヲ改新シ學生ヲシテ教授指導ノ下ニ自ラ学術ヲ研究セシムルノ方針ヲ取リ

大学ノ學風ヲ一新セムコトヲ望マサルヲ得ス

三、學級制ハ学生ヲシテ自ラ学修スルノ自由範囲ヲ狭小ニシ自發的ニ研究スルノ風ヲ起サシムルコトヲ得サルノミナラス亦学生ヲシテ徒ニ試験勉強ノ弊ニ陥ラシムルモノノ如シ其ノ他學級制ニ依ルトキハ学生ハ其ノ試験科目中一科目ノミニテモ落第点ヲ取レハ進級スルヲ得サルヲ以テ勢ヒ講義ノ筆記、記憶ニ全力ヲ傾注セサルヲ得サルナリ然ルニ之ヲ科目制トナストキハ学生ニ於テ自由ニ各学科目ニ就テ試験ヲ受クルコトヲ得ヘク隨テ各自研究セムト欲スル科目ニ就テ十分ノ研究ヲナスクコトヲ得ヘシ尤モ科目制ニ依ルモ全然学生ノ自由選択ニ放任スルヲ得サルヘキヲ以テ或ル制限ノ下ニ之ヲ採用セムコトヲ要ス是レ大學ニ於テハ成ルヘク學級制ヲ廢シテ科目制トナシ学生ヲシテ其ノ選フ所ノ科目ヲ隨意ニ学修セシムルノ途ヲ開カムコトヲ望ム所以ナリ

## 四、大学ニ於テ數人ノ教授ヲシテ同一科目ニ就キ並行講義ヲ行

ハシメ学生ヲシテ其ノ選フ所ニ從ヒテ聽講スルヲ得シムルハ教授ヲシテ競ウテ學術ヲ攻究セシメ其ノ發達ニ貢獻セシムル所以ナリ故ニ科目ノ種類ニ依リテハ成ルヘク廣ク並行講義ノ制ヲ設ケ以テ大學教育ノ振興ヲ促サムコトヲ望ム又現在ノ帝國大學分科大學ニ於ケル講座ノ制ハ分科大學ニ依リテハ或ハ學術ノ進歩ニ伴ヒテ将来講座ヲ增加セサルヘカラサルニ至ルモノモ之レアルヘシト雖他ノ分科大學ニ在リテハ從來既ニ過リタルカ如シ故ニ講座ノ制ニ就テハ當局者ニ於テ適當ニ之ヲ

## 整理セラレムコトヲ望ム

五、科目制ヲ採リテ学生ヲシテ随意ニ科目ヲ選択学修スルコトヲ得シムルモ例へハ現今ノ制ニ依ル学士ノ称号ノ如キ之ヲ得ムトスル者ノ為ニハ一定ノ科目ヲ修メシメ之カ試験ヲ行フノ要アリト認ム是レ一定ノ試験科目ヲ定メラレムコトヲ望ム所以ナリ

六、試験ノ成績ヲ点数ニ依リテ評定スルトキハ学生ハ専ラ試験ノ得点ニノミ汲々トシテ自学自修ノ氣風ヲ減殺シ常ニ筆記帳ノ作製読誦ニ齷齪タルニ至ルヘキヲ以テ仮令試験科目ヲ設クルモ点数ニ依リテ成績ヲ評定スルカ如キ制ヲ廢セラレムコトヲ望ム

七、從來綜合大学ニ於テハ各分科大学間ノ聯絡ニ依リ學術研究上相当ノ利益ヲ收メツツアルハ疑ヲ容レサル所ナリト雖尚未タ十分ナラサルノ感ナキニアラス是レ綜合大学制ノ運用上洵ニ遺憾トスル所ナリ學理ノ攻究ニ就テハ言フマテモナク諸科ノ學問ニ涉リ相関聯シテ攻究スルニ於テ始メテ遺憾ナク其ノ効果ヲ挙クルヲ得ヘク綜合大学ノ特長モ亦茲ニ存スルヲ以テ綜合大学ニ在リテハ十分ニ各分科間ノ聯絡ヲ保チ共通協同ノ基礎ノ上ニ研究ヲ為スコトヲ得シメ綜合大学ノ実績ヲ挙クルニ於テ遺憾ナカラシメムコトヲ望マサルヲ得ス又綜合大学タル單科大学タルトヲ問ハス大学ノ設備ハ十分ニ之ヲ利用シ

校名	高校経費状況
学級数	総予算額
	予算学級割当額
学級平均割当額	各校標準額十五
平均標準額	各校標準額十五
検定料取入	授業料入学料
各校予算額ヨリ	同上控除算出

八、大学ハ各分科共ニ國家ニ須要ナル學術ヲ教授シ且ツ之ヲ攻究スル所ナルカ故ニ何レノ分科タルヲ問ハス其ノ設備内容共ニ等シク其ノ發達ヲ遂ケ益々完成ノ域ニ達セサルヘカラス然ルニ從來各分科ノ間ニ發達ノ程度自ラ同シカラサルノ觀アルヲ免レス是レ固ヨリ卒業者ニ対スル社会ノ需要ノ程度等諸種ノ事情ニ因リ自然ニ馴致セラレタルモノナキニアラスト雖綜合大学ノ性質ニ鑑ミ學術ノ教授研究ヲ完全ナラシメムカ為諸般ノ施設上適切ナル改善ヲ促シ以テ各分科均齊ノ發達ヲ期セシメサルヘカラス而シテ大学ヲ卒ヘタル人材ヲ登用スルニ当たりモ一層周密公正ナル調査ヲ遂ケ文官任用ノ制度上ニ遺憾ナカラシムルハ勿論其ノ實際ノ運用ニ就テモ各分科ノ出身者ニ對シ最モ公平ナラシメテ常ニ適材ヲ適処ニ置クニ於テ万遺憾ナキノ途ニ出テシメ大学ノ各科ヲ通シテ其ノ出身者ハ最モ公平ニ各方面ノ事業ニ用ヒラレ國家ノ為十分ノ活動ヲ期セシメムコトヲ要ス

一高	三〇	三、四九〇	五二、三五〇	五四、三五〇	五八、六五〇	二高	二二	一〇四、六二〇
三高	二四	三、七二〇	五五、八〇〇	五四、三〇〇	三九、七〇三	四高	二四	八二、一九一
四高	二一	三、六九〇	五五、三五〇	二九、四一〇	三九、六〇〇	五高	二一	八八、五六九
五高	二四	三、六二〇	五四、三五〇	二五、九八一	四八、八六六	六高	二二	七八、一八五
六高	二一	三、八九〇	五八、三五〇	二四、九六四	五四、九一一	七高	一八	八六、九三九
八高	一一	三、九二〇	五八、八〇〇	三一、一五一	四五、六四一			八一、八九五
		三、八五〇	五七、七五〇	四九、八二六	四五、六四一			七〇、六〇五
					五六、四一五			八〇、九七七
					三、七六一			

備考 一予算額ハ各高等学校年度予算中寄宿費外人傭數師俸給ヲ除ク

一十五級ヲ以テ成立スル高等学校力要スル経費予算ハ大体五万六千五百円内外ト為ル

一学校収入〔朱書〔圈点及朱書ハ授業料ヲ五十円入学金ヲ〕内門トシテ算出シシタル額ヲ示ス〕

授業料一二、〇〇〇〔朱書〕入学金一、八〇〇〔朱書〕合計一二、八〇〇〔朱書〕〇〇〇

一収入三万三千円ヲ経費予算五万六千五百円ヨリ控除スルトキハ二万三千五百円ト為ル、而シテ此金額ヲ産出セムカ為ニハ五分利附國庫証券四十七万円ヲ要スルコトト為ル

一大学令

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段及通牒候也

大正七年十一月二十七日

枢密院副議長子爵清浦奎吾

勅令第 号

大学令

(注記13)

第一条 大学ハ國家ニ須要ナル學術〔ノ理論及應用〕ヲ教授

〔朱書〕〔朱書〕シ及〔並〕其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス〔シ兼テ人格ノ

陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス〕

第二条 大学ニハ數分科大學〔數個ノ學部〕ヲ置クヲ常例トス但シ一分科大學ノミヲ置クコトヲ得〔特別ノ必要アル場合ニ於

臣等大学令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十七日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ  
修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ上  
奏シ更ニ  
聖明ノ採択ヲ仰ク

テハ單ニ一個ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學科□〔學ト為ス〕  
〔朱書〕〔加筆〕〔朱書〕



大學予科ニ於テハ高等学校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育

ヲ為スヘシ

〔朱線〕〔加筆〕〔朱書〕

第十二〔二〕条 大學予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大學予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中學校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大學予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中學校卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三〔四〕条 大學予科ハ其ノ設備、編制、教員及教科書

二関シ「付テハ」之ヲ高等学校ニ準シ高等学校〔高等科〕ニ関スル規定ヲ準用ス

第十四〔五〕条 大學予科ノ生徒定数ハ毎年ノ予科修了者ノ員數カ其ノ年當該大學ニ收容シ得ル員数ヲ超過セサル程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十五〔六〕条 大學及大學予科ノ學則ハ官立立大學ニ在リテハ統轄者、公立大學ニ在リテハ管理者、私立大學ニ在リテハ設立者〔法令〕ノ範囲内ニ於テ當該大學〕之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十六〔七〕条 公立及私立ノ大學ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ

第十七条 公立大學職員ノ旅費其ノ他ノ給与ニ關スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十八〔九〕条 公立及私立ノ大學ハ文部大臣ノ監督ニ属ス

第十九〔八〕条 私立大學ノ教員ノ採用ハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ公立大學ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

第二十条 文部大臣ハ公立及私立ノ大學ニ對シ報告ヲ徵シ檢閱ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十一条 私立大學ノ設立者ハ毎學年又ハ每事業年度ノ開始前收支予算ヲ定メ毎學年又ハ每事業年度ノ終了後收支決算ヲ為シ之ヲ文部大臣ニ届出ツヘシ

〔朱線〕〔注記21〕

文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ收支予算ノ変更ヲ命スルコトヲ得

第二十二〔一〕条 本令ニ依ラサル学校ハ〔勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外〕大學ト称シ又ハ其ノ名称ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

#### 附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

帝國大學及帝國大學予科ハ之ヲ本令ニ依ル大學及大學予科トス本令施行ノ際現ニ大學ト称シ又ハ其ノ名称ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル学校ニハ當分ノ内ニ十二〔一〕条ノ規定ヲ適用セス

一高等学校令

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段及通牒候也

大正七年十一月二十七日

枢密院副議長子爵清浦奎吾



学校尋常科ヲ修了シタル者、中学校第<sup>(注記29)</sup>四年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第十二<sup>(二)</sup>条 高等学校ノ生徒定数ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第六<sup>(七)</sup>条等二項ノ高等学校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以内トス

第十三<sup>(四)</sup>条 高等学校ニ於テハ同科同学年ノ生徒ヲ以テ学級ヲ編制スヘシ

一学級ノ生徒定数ハ四十人以内トス

第十四<sup>(五)</sup>条 高等学校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ学科目ノ種類ニ從ヒ学級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十五<sup>(六)</sup>条 高等学校ノ教員ハ文部大臣ノ授与シタル高等学校教員免許状ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等学校教員免許状ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十六<sup>(七)</sup>条 高等学校ノ設備、編制、学科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入学退学及懲戒、授業料入学料等ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七<sup>(八)</sup>条 公立高等学校職員ノ旅費其ノ他ノ給与ニ関スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十八条 公立及私立ノ高等学校ハ文部大臣ノ監督ニ属ス

第十九条 文部大臣ハ公立及私立ノ高等学校ニ對シ報告ヲ懲シ検閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十条 私立高等学校ノ設立者ハ毎学年又ハ毎事業年度ノ開始前収支予算ヲ定メ毎学年又ハ毎事業年度ノ終了後収支決算ヲ為シ之ヲ文部大臣ニ届出ツヘシ

文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ収支予算ノ変更ヲ命スルコトヲ得

第二十一条 本令ニ依ラサル学校ハ〔勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外〕高等学校ト称シ又ハ其ノ名称ニ高等学校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五号高等学校令及高等中学校令ハ之ヲ廃止ス

旧令ニ依ル高等学校ハ之ヲ本令ニ依ル高等学校トス  
前項ノ高等学校ニハ当分ノ内第十二<sup>(三)</sup>条ノ規定ヲ適用セス  
高等学校大学予科ハ大正十年八月三十日マテ之ヲ存置ス

(注記34) 中学校令中改正ノ件  
右謹テ上奏シ恭ク  
聖裁ヲ仰キ併セテ枢密院ノ議ニ付セラシムコトヲ請フ  
大正七年九月十三日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅 花押

第二条第二項中「府県」ヲ「北海道及府県」ニ改ム

第三条中「北海道及沖縄県ヲ除ク外」ヲ「北海道地方費又ハ」  
ニ改ム

二改ム

第四条中「又ハ町村学校組合」ヲ「市町村学校組合及町村学校  
組合」ニ改ム

第九条中「一箇年以内ノ補習科」ヲ「予科及補習科」ニ改メ同  
条ニ左ノ一項ヲ加フ

予科及補習科ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十条 中学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校予科ヲ修了  
シタル者、尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル  
所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者タルヘシ

第十四条中「俸給旅費其ノ他ノ諸給与」ヲ「旅費其ノ他ノ給  
与」ニ改ム

### 附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(注記13)

〔文甲一二五〕

(注記14)

〔大二〕

(注記15)

〔大二〕

(注記16)

〔大三〕

(注記17)

〔大四〕

(注記18)

〔大六〕

(注記5)

〔文甲一二五〕

(注記6)

〔印〕/〔星崎〕

(注記7)

〔印〕/〔星崎〕

(注記8)

〔文甲一二五〕

(注記9)

〔印〕/〔本下〕

(注記10)

〔印〕/〔印〕

(注記11)

〔法制局〕

(注記12)

〔法制局〕

二改ム

(注記1)

〔文甲一二五〕

(注記2)

〔印〕/〔下條〕

(注記3)

〔十六〕(簿冊内件名番号)

(注記4)

〔法制局〕

(注記18)

〔大五〕

(注記17)

〔大四〕

(注記16)

〔大三〕

(注記15)

〔大六〕

(注記14)

〔大二〕

(注記13)

〔文甲一二五〕

(注記12)

〔印〕

(注記11)

〔文甲一二五〕

(注記10)

〔印〕

(注記9)

〔文甲一二五〕

(注記8)

〔印〕

(注記7)

〔文甲一二五〕

(注記6)

〔印〕

(注記5)

〔文甲一二五〕

(注記4)

〔印〕

(注記3)

〔文甲一二五〕

(注記2)

〔印〕

(注記1)

〔文甲一二五〕

(注記18)

〔印〕

(注記17)

〔文甲一二五〕

(注記16)

〔印〕

(注記15)

〔文甲一二五〕

(注記14)

〔印〕

(注記13)

〔文甲一二五〕

(注記12)

〔印〕

(注記11)

〔文甲一二五〕

(注記10)

〔印〕

(注記9)

〔文甲一二五〕

(注記8)

〔印〕

(注記7)

〔文甲一二五〕

(注記6)

〔印〕

(注記5)

〔文甲一二五〕

(注記4)

〔印〕

(注記3)

〔文甲一二五〕

(注記2)

〔印〕

(注記1)

〔文甲一二五〕

(注記18)

〔印〕

(注記17)

〔文甲一二五〕

(注記16)

〔印〕

(注記15)

〔文甲一二五〕

(注記14)

〔印〕

(注記13)

〔文甲一二五〕

(注記12)

〔印〕

(注記11)

〔文甲一二五〕

(注記10)

〔印〕

(注記9)

〔文甲一二五〕

(注記8)

〔印〕

(注記7)

〔文甲一二五〕

(注記6)

〔印〕

(注記5)

〔文甲一二五〕

(注記4)

〔印〕

(注記3)

〔文甲一二五〕

(注記2)

〔印〕

(注記1)

〔文甲一二五〕

(注記18)

〔印〕

(注記17)

〔文甲一二五〕

(注記16)

〔印〕

(注記15)

〔文甲一二五〕

(注記14)

〔印〕

(注記13)

〔文甲一二五〕

(注記12)

〔印〕

(注記11)

〔文甲一二五〕

(注記10)

〔印〕

(注記9)

〔文甲一二五〕

(注記8)

〔印〕

(注記7)

〔文甲一二五〕

(注記6)

〔印〕

(注記5)

〔文甲一二五〕

(注記4)

〔印〕

(注記3)

〔文甲一二五〕

(注記2)

〔印〕

(注記1)

〔文甲一二五〕

(注記18)

〔印〕

(注記17)

〔文甲一二五〕

(注記16)

〔印〕

(注記15)

〔文甲一二五〕

(注記14)

〔印〕

(注記13)

〔文甲一二五〕

(注記12)

〔印〕

(注記11)

〔文甲一二五〕

(注記10)

〔印〕

(注記9)

〔文甲一二五〕

(注記8)

〔印〕

(注記7)

〔文甲一二五〕

(注記6)

〔印〕

(注記5)

〔文甲一二五〕

(注記4)

〔印〕

(注記3)

〔文甲一二五〕

(注記2)

〔印〕

(注記1)

〔文甲一二五〕

(注記18)

〔印〕

(注記17)

〔文甲一二五〕

(注記16)

〔印〕

(注記15)

〔文甲一二五〕

(注記14)

〔印〕

(注記13)

〔文甲一二五〕

(注記12)

〔印〕

(注記11)

〔文甲一二五〕

(注記10)

〔印〕

(注記9)

〔文甲一二五〕

(注記8)

〔印〕

(注記7)

〔文甲一二五〕

(注記6)

〔印〕

(注記5)

〔文甲一二五〕

(注記4)

〔印〕

(注記3)

〔文甲一二五〕

(注記2)

〔印〕

(注記1)

〔文甲一二五〕

(注記18)

〔印〕

(注記17)

〔文甲一二五〕

(注記16)

〔印〕

(注記15)

〔文甲一二五〕

(注記14)

〔印〕

(注記13)

〔文甲一二五〕

(注記12)

〔印〕

(注記11)

〔文甲一二五〕

(注記10)

〔印〕

(注記9)

〔文甲一二五〕

(注記8)

〔印〕

(注記7)

〔文甲一二五〕

(注記6)

〔印〕

(注記5)

〔文甲一二五

(注記19)

「大七」

(注記20)

「大八」

(注記21)

「大九」

(注記22)

「大十」

(注記23)

「大十一」

(注記24)

「十数名力」

(注記25)

「高一」

(注記26)

「高二」

(注記27)

「高三」

(注記28)

「高四」

(注記29)

「高五」

(注記30)

「高六」

(注記31)

「高七」

(注記32)

「高八」

(注記33)

「高九」

(注記34)

「高十」

(下札一)

「中学校令中改正ノ件ハ十一月六日枢密院モリ撤回」

〔公文類聚 第四十一編 大出七  
年 卷十一 2A, 11, ⑩1293〕

(注記35)

「〔十一月六日撤回〕」